

平成 30 年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。平成 30 年度は計画初年度であることから、「活動指標」による進捗状況の確認や社会経済情勢の変化に的確に対応できているかという視点で施策等の検証を行い、重点化や再構築を図ることにより、効率的で透明性の高い県政の実現を図った。

また、組織改編により、総合政策課及び財政課を所管する政策推進局を新設し、政策推進と予算編成を一体的に進めた。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 防災・減災対策の強化、次世代産業の創出と展開、魅力的なライフスタイルの創出

ア “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

平成 30 年度は、5 年間を計画期間とする第 2 期基本計画の開始の年であり、これまで実施してきた企業の誘致や新しいライフスタイルを実現するための「フロンティア推進区域」の取組を、地方創生を牽引する持続的かつ広域的なものへ展開する必要があることから、新しい拠点形成する段階から、広域的な圏域形成を目指す段階への展開を図ることとした。名称を「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に変更し、フロンティア推進区域における計画事業の早期完了に向けた支援を行うとともに、地域間の共生・対流の創出を図る調査・制度検討を行った。

推進区域は、全 35 市町 75 区域で展開されており、完了した区域は 32 区域となった。早期完了に向けた取組は順調に進捗している。一方で未着手の区域も 4 箇所あり、進捗の遅れている区域は、事業調整や企業誘致など、さらに全庁体制で早期完了を支援していく。

また、地域間の共生・対流を創出し持続的成長を可能とする広域的な圏域づくりを進めるため、「ふじのくにフロンティア推進エリア」の認定制度を設け推進していく。

(2) 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

ア 観光客の来訪の促進

東京・大阪事務所を拠点とした首都圏・関西圏メディアへの情報発信

やネットワークの構築を推進したほか、ふじのくに魅力発信サイト「痛快！静岡県」により、全国に向けて静岡県の情報を発信した。今後も、ウェブサイト、SNS、情報誌等、情報の受け手の特性に適したメディアを活用し、観光をはじめとした本県の魅力を発信していく。

(3) 地域外交の深化と通商の実践

ア 地域外交の推進

平成30年4月に改訂した「静岡県地域外交基本方針」に基づき、友好協定締結5周年を迎えた韓国忠清南道や長年にわたる中国浙江省との友好交流、モンゴルとの高校生相互交流や中国、韓国との学術交流、通商推進プロジェクトチームによる県産品の販路拡大等に向けた取組やインドネシア西ジャワ州との経済分野における協力推進、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた県内市町のスポーツ交流の推進、富士山静岡空港を活用した観光誘客の促進など、本県と各国・地域によって相互にメリットのある地域間交流を進めた。

さらに、中国、韓国、台湾、東南アジアにおいて駐在員事務所を運営し、海外における情報収集・提供、海外進出県内企業支援等の現地活動に努めた。

今後は、庁内各課が連携し、これまでの交流にはない新たな分野での交流を進めるほか、海外駐在員事務所を核に、海外展開に向けた検討から具体的な実施に至るまで、各段階に応じた支援を引き続き行っていく必要がある。

また、世界的なスポーツ大会の開催準備を契機に交流人口の拡大が予想されることから、富士山静岡空港を核に更なる観光誘客を進める。

(4) 現場に立脚した施策の構築・推進

ア 戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に関する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。県民だより等を通じて中高年齢層の高い関心度を維持しつつ、県政への関心度が低い若年層に対しては、SNSを活用し、情報発信を行っていく。

また、新聞、テレビ、雑誌等のメディアで、より多くの県政情報が取り上げられるよう、訴求力のあるキーワードにより情報提供を行っていく。

イ 県民参画の促進

知事広聴、県政世論調査など様々な手法を用いて県民のこえの的確な

把握と施策への反映に努めた。「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は前年度から 1.0 ポイント減少し、17.9%となったことから、県民が意見を伝える手段の充実、周知を図り、意見への回答例等の公表により、意見を伝えることの効果を実感していただくなど、県民が意見を伝えやすい環境整備に努めていく。

また、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”士民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(5) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア 将来にわたって安心な財政運営の堅持

「経済財政運営と改革の基本方針 2018 (骨太の方針 2018)」では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている一方で、社会保障関係費などの義務的経費が増加することから、引き続き厳しい財政運営が見込まれていた。

こうした状況を踏まえ、歳入の確保として、新成長産業の育成や、中小企業・小規模企業の経営革新等の取組の促進、農林水産業の生産性の向上と競争力の強化等を図り、本県経済の持続的な成長を促すことにより、企業収益と県民所得の向上を実現し、税源涵養に努めた。

また、歳出の見直しとして、行政経営革新プログラムに基づき、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、成果指標に対する寄与度が高く課題解決に直結する事業手法へ転換するなど、歳出の重点化、効率化を図った。

国に対しては、社会保障・税の一体改革の着実な実施など、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

平成 30 年度主要施策成果説明書

危機管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、またはおそれがある緊急事態に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態が発生した際に、災害対策本部の現場指揮官として関係部局長を指揮し、全庁横断的な応急対応の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、市町等との連携を強化するため、地域振興を担う地域支援局と危機管理局を統合等した県内 4 箇所地域局において、地域における危機管理体制の強化に努めた。

(2) 防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第 4 次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を 2022 年度までに 8 割減少させる」という減災目標達成に向け、183 の個別の行動計画により構成される「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進した。

国は、南海トラフ地震の新たな防災対応の基本指針となる「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（平成 31 年 3 月）を公表した。本県は、当該ガイドライン策定に当たり、モデル地区と位置付けられたことから、庁内担当者会議や庁内検討会及び防災会議専門部会を開催し、本県としての考え方を整理し、国に対して提案を行った。

自主防災組織の活性化と県民の防災意識の高揚を図るため、「避難所運営マニュアル」及び「避難所生活の手引き」の配布、自主防災新聞の発行、自主防災活動推進大会の開催、ふじのくに防災学講座の開催など多様な啓発事業を積極的に行うとともに、防災リーダーや災害現場で活躍できる人材、次世代の地域防災の担い手等を養成するため、ふじのくに防災士や防災マイスター、ジュニ

ア防災士等の人材育成研修を実施した。

また、富士山火山防災対策を推進するため、富士山火山防災対策協議会で申し合わせた「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に基づく情報伝達訓練を行ったほか、富士山噴火時避難ルートマップや登山届アプリの周知・啓発を行った。

（３）防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上及び防災関係機関との連携の強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練、大規模凶上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、風水害や火山災害などの個別の事象を想定した訓練も行うなど、年間を通じた計画的な実践的訓練を実施した。

（４）消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防水利や消防車両への助成を行ったほか、国の基本指針の改正を踏まえ、「静岡県消防救急広域化推進計画」（８消防本部体制）の見直しを行うなど、消防救急の広域化に向けた消防の連携協力の推進などの取組を行った。さらに、地域防災力の要である消防団について、学生や女性団員の確保や機能別団員等の制度導入に向け、市町に対し働き掛けを行ったほか、地域防災力向上シンポジウムを開催するなど、消防団活動の活性化や充実強化に努めた。

また、静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災の消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

加えて、消防防災ヘリコプターの新機体への更新を行い、令和元年９月からの運用開始に向け体制を整えた。

（５）浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策の実施状況を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の避難計画の策定支援等を通じて県の広域避難計画の実効性向上を図ったほか、原子力防災訓練や原子力防災資機材の整備・維持管理等を実施した。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける土日祝日を含めた一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進を図った。

(6) 平成30年7月豪雨災害及び東日本大震災等についての対応

平成30年7月豪雨災害により被災した広島県及び呉市等に、発災直後から延べ254人（うち県職員87人、市町職員等167人）を派遣し、災害復旧の支援を行った。

また、東日本大震災及び熊本地震により被災した地域等への支援として、18人を被災自治体の要請に応じ長期派遣した。

静岡県被災者支援対策本部の事務局である危機管理部は、被災地を訪問し、派遣されている職員等と面談、情報交換をするなど、被災地への支援を側面から支えた。

平成30年度主要施策成果説明書

経営管理部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進、高度情報化の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、平成30年3月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム（計画期間：平成30～令和3年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

平成30年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの進捗評価や、公文書管理の在り方、補助教材や学校給食に関する取組等について検討を行ったほか、ひとり1改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成や、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。

特に、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の4つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す新たな業務改善やオフィスの見直しをモデル所属において実施するなど、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに着手した。

また、ファシリティマネジメントについては、施設の在り方や利活用について部局横断的に検討するファシリティマネジメント委員会において、個別施設計画の策定に向けた取組や施設整備における官民連携手法の導入を検討する静岡県PPP手法導入検討指針の策定を行ったほか、施設の有効活用の一環として、総合庁舎内の配置を見直し、生み出したスペースを地元自治体へ有償で貸し出す取組を実施した。

今後は、行政経営革新プログラムに掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現や、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に向けた取組を進めていく。

(2) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行税の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に新たに設置した地区部会による地域毎の実情、課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、自動車税の定期課税に加えて、新たに個人事業税の定期課税及び不動産取得税についてクレジットカード納付を実施するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2018～2022）の売却計画額55億6,500万円に対して、初年度（平成30年度）の売却実績額は10億7,000万円、売却率は19.2パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて、適正かつ公平な課税に努め、数値目標を踏まえた進行管理などによる徴収強化や、納税者を取り巻く状況の変化に的確に対応した納税環境の整備を進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保に取り組んでいく。

(3) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）」に基づく市町の意向を踏まえた権限移譲の結果、移譲対象法律数日本一という目標を継続して達成している。また、計画に基づくPDCAサイクルの構築により、権限移譲に関する市町の意向を丁寧に聞き取り、市町に対する県の協力体制の充実・強化を図ることで、市町における円滑な事務執行の確保等を図った。

行政経営研究会の取組では、賀茂地域において水道事業等財務会計システムの共同化を実現した。このほか、本研究会では「地方公会計の活用」「マイナンバーカードの利活用」等について、平成29年度までの研究成果を踏まえ、研究内容の具体化に向けた検討等を進めたところであり、今後も本研究会の取組を通じて、市町の体制強化の支援や広域連携を進め、地域が自立できる行政体制の整備に取り組んでいく。

このほか、地域が抱える課題の解決に向けた市町の取組や市町間の連携事業

について助言等を行うとともに、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議を開催するなど、魅力ある地域づくりを進めるための取組を支援した。

(4) 高度情報化の推進

平成30年3月に策定した「静岡県高度情報化基本計画(ICT戦略2018)・官民データ活用推進計画」を推進するための各施策を実施し、高度情報化及び地域情報化の推進を図った。

AI等の新世代ICTの実装・利活用の促進を図るため、RPAを庁内の24業務に対して導入するとともに、各種の新世代ICTの説明会を開催した。また、データの利活用を促進するため、「ふじのくにオープンデータカタログ」サイトをリニューアルし、検索やダウンロードをしやすくした。さらに、県内の超高速ブロードバンド環境の向上を図るため、島田市など5市に対して光ファイバ網の整備費を助成した。

庁内においては、急速に進展している情報通信技術を活用し、申請・届出等の受付や結果通知等の処理を行う電子申請システムを運用するとともに、全庁的な情報ネットワークを活用して、行政事務の生産性の向上を図るなど、「電子県庁」の推進に努めた。

また、県のICT資産を効率的に活用し、情報システムに係る運用コストを削減するために整備した県庁情報処理基盤については、産業廃棄物情報管理システムなど4システムの集約化を図った。

(5) 開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進めるとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開に努めるとともに新たな県史の編さんに取り組んだ。

今後、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策を推進するため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図っていく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「命」を守る安全な地域づくり

< 防災・減災対策の強化 >

想定される巨大地震による建築物等の倒壊被害を最小限にするため、「静岡県耐震改修促進計画」において目標とする令和 2 年度末の耐震化率 95% の達成に向けて、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、耐震補強における割増助成の継続に加え、設計・工事一体型の新たな助成制度を創設するとともに、県民に対する耐震化の重要性・支援制度の周知や、市町と連携した「耐震診断未実施の住宅」へのダイレクトメールの発送、戸別訪問などにより、耐震化の進まない高齢者世帯等を中心にした啓発活動を実施した。なお、耐震補強助成実績は 1,012 戸で、助成制度の終了を見込んで需要が増大した平成 29 年度の実績を下回ったものの、例年と同様の水準で推移した。

一方で、平成 29 年度から既存住宅の除却を助成対象に加え、耐震性が不足している住宅の建替え、住み替えを促進しており、建替え助成実績は、平成 29 年度に比べて約 3 倍となった。

ブロック塀等の安全対策については、平成 30 年 6 月の大阪府北部の地震でのブロック塀等の倒壊被害を踏まえて、県民へ対策の必要性等を周知した結果、ブロック塀等撤去・改善事業の助成実績は、平成 29 年度に比べて約 6 倍と大幅に伸びた。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は 91.4% (平成 29 年) で、現時点においては、目標を達成できると見込んでいるものの、住宅の耐震化率は 82.4% (平成 25 年) であり、目標達成に向けた更なる取組が必要である。今後も、市町等と連携して、耐震補強の助成制度や建替え助成制度を活用し、住宅の耐震化を推進していくとともに、ブロック塀の安全対策、特定建築物の耐震化、更に緊急輸送路等の沿道建築物の耐

震診断等についても、補助制度等を活用し、早期の実施を働きかけていく。

<安全な生活と交通の確保>

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」及び「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。この結果、平成30年における刑法犯認知件数は19,659件となり、令和3年度の目標である20,000件以下を達成した。

また、犯罪被害者を支援するため、「犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを開設、運営するなど支援体制の充実に取り組んだ。

今後も、犯罪の発生状況に対応した的確な防犯情報の提供等により、県民総ぐるみの防犯まちづくりを推進していくとともに、市町・警察等と連携した犯罪被害者の支援体制の充実に図っていく。

交通事故防止対策については、「第10次静岡県交通安全計画（期間：平成28年度～令和2年度）」に基づき、関係機関・団体等と連携して「あなたが主役の交通安全県民運動」等を実施した結果、平成30年における交通事故死者数は104人となり前年に比べ24人減少し、交通事故件数は28,402件となり前年に比べ1,842件減少した。

引き続き、「第10次静岡県交通安全計画」で定めた「交通事故死者数100人以下、人身事故発生件数30,000件以下」の達成に向けて、高齢者交通事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に推進していく。

さらに、安全な消費生活を確保するため、「第3次静岡県消費者行政推進基本計画」及び「第2次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、県民からの消費生活相談に対応するとともに、消費者教育や事業者指導を行い、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口の消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、県民からの協力も得て、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。併せて、消費生活相談窓口の機能強化等による高齢者の見守り体制の強化や、成年年齢の引き下げに伴う若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努める。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現

<活躍しやすい環境の整備と働き方改革>

誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進するため、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共

同参画センター「あざれあ」を拠点として県内各地で施策を推進した。

今後も市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

また、地域における多様な主体による協働の推進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組んだ。

今後は、県民の社会貢献活動への参加を促すとともに、市民活動センターの設置が進んでいない伊豆地域において、協働の機会創出につながるような仕組の構築を図っていく。

<誰もが理解し合える共生社会の実現>

外国人県民と日本人県民が異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備するために、平成30年3月に策定した「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づき、多文化共生意識普及のための啓発イベントの開催、人材バンクの構築、県内医療通訳体制の整備等を進めた。

併せて、平成30年10月には「静岡県災害時多言語支援センター」の運用を開始し、県内に大規模災害が発生した際の外国人住民や旅行者に対する多言語による情報提供等の体制を整備した。

引き続き、ふじのくに留学生親善大使の交流活動等により、多文化共生意識の普及・定着を図っていくとともに、災害時の外国人県民の支援体制を強化するための人材育成や、外国人の子どもの教育支援の充実に向けた検討を進める。

また、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、平成30年度からスタートした「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、全庁的な取組により、ユニバーサルデザインの理念普及や県民の理解向上に努めた。

引き続き、出前講座、情報発信を実施するとともに、障害のある人や、外国人等を想定した実践講座を新たに開催するなど、困っている人を見かけた際に行動できる「心のUDプラス」の視点を一層の重点として展開していく。

(3) 多彩なライフスタイルの提案

<魅力的なライフスタイルの創出>

ふじのくにならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や

地域コミュニティーの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備による豊かな暮らし空間創生事業を実施するとともに、空き家対策として、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内8か所でワンストップ相談会を開催した。

県営住宅については、県営住宅再生計画に基づき、建替え、全面的改善等の多様な手法により整備を進めており、平成30年度は127戸の建替事業に着手した。

特に、少子高齢化の進展等に対応し、子育て世帯や高齢者等を含む住宅困窮者の多様なニーズを踏まえて、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を図り、効率的な管理運営に努めた。

引き続き、良質な住宅ストックの形成に向けて、豊かな暮らしや多彩なライフスタイルを実現できる魅力的な住まいづくりを推進していくとともに、増加する空き家への対策として相談体制の充実を図っていく。

また、本県ならではの花と緑が映える暮らしの空間を創出するため、平成30年3月に策定した「静岡県緑化推進計画」に基づき、豊かな暮らし空間を創る緑化活動の促進に取り組んだ。

今後も、地域緑化のシンボルとなる「花と緑のおもてなし空間」の整備や、緑化コーディネーターの育成・活用、園庭・校庭の芝生化の推進を更に進めるため、(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て実施する環境緑化事業を支援していくとともに、静岡県芝草研究所での芝生の研究調査と普及啓発を進め、適切に管理された芝生地拡大に取り組んでいく。

さらに、移住・定住を促進するため、東京及び静岡で運営している「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」で、相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催や、大都市圏で開催された全国フェアへの出展、ホームページ等により本県の魅力を発信するとともに、「ふじのくにに住みかえる推進本部」全体会、地域会議等を開催し、庁内や市町、団体等の連携の強化に取り組んだ。

移住を検討する方の多くが、「仕事」や「住まい」を移住の課題としていることから、「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」における相談体制を拡充するとともに、創設した「移住・就業支援金制度」が有効に活用されるよう取り組んでいく。

<持続可能な社会の形成>

改定版「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」(緩和策)に基づき、県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施するとともに、平成30年12月施行の気候変動適応法に基づき「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」(適応策)を策

定した。

今後は、温室効果ガス排出削減策の推進による地球温暖化の進行の「緩和」と、気候変動による影響の回避や軽減を図る「適応」を、気候変動対策の車の両輪として取り組んでいく。

また、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、「ふじのくに食べきりやっただね！キャンペーン」によるごみの排出抑制等の実施や、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の処理促進等を実施した。目標達成には一層の取組が必要であるため、引き続き、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでいく。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、関係団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結するなど、不法投棄の撲滅に向けて取り組んだ。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策に取り組み、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指した県民、事業者その他団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、開発事業が環境保全に十分に配慮して行われるよう、事業者への環境影響評価及び事後調査の指導等を行うとともに、森林伐採等を伴う太陽光発電所建設事業により、本県の豊かな自然環境や生活環境等が損なわれることがないように、静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の適用範囲を拡大した。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策による水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の給水制限に至る状況を回避した。

今後も、関係者間の調整による水資源の確保や、水道事業者間の広域的な連携を推進し、水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

(4) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

<文化芸術の振興>

富士山を適切に保存管理し、後世へ継承するため、「富士山憲章」に基づき、富士山の環境保全対策に取り組んだ。

環境負荷の軽減に向けては、公募ボランティア等との協働による清掃活動や環境保全活動に対する助成等を実施した。さらに、登山者を対象に、「富士山のごみ持ち帰り等マナー向上キャンペーン」を実施したことで、登山道や山小屋周辺におけるごみの放置が減少した。

また、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去や侵入防止対策を実施した。

今後も、県民・企業・NPO等との協働による環境保全活動を通じ、富士山への関心と理解を高めていく。

<美しい景観の創造と自然との共生>

生物多様性の保全については、平成29年度に策定した基本指針「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図るとともに、重要な指標となっている絶滅の可能性がある野生動植物とその保護方針を取りまとめた「県版レッドデータブック」の「動物編」を改訂し、平成31年3月に公表した。

絶滅のおそれのある野生生物について、県民の関心と理解を深める必要があることから、引き続き「県版レッドデータブック（植物編）」、普及版、野生生物目録を策定し、県民の自然保護意識の高揚を図っていく。

また、県内における生物多様性の次世代への継承に向け、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づく野生動物の保護管理のほか、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

今後は、更に希少野生動植物の保護を進めるため、指定種の保護回復計画の策定を進めるほか、南アルプスの希少な高山植物を保護する人材の育成を図っていく。

県内全域で生態系や農林業等に深刻な影響を与えているニホンジカについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、個体数の調整に取り組んだ。しかし、平成30年度の伊豆・富士地域におけるニホンジカ推定生息頭数が微増となったことから、今後も、繁殖を抑制するためメスジカの捕獲を強化するなど、ニホンジカの個体数を適正に管理していく。

さらに、県民の自然とのふれあいを推進するため、県立森林公園の再整備事業を実施するとともに、「森づくり県民大作戦」や「企業の森づくり」への参加促進を図るなど県民参加の森づくり活動等に取り組んだ。

今後も、より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、自然ふれあい施設の計画的な再整備や、幅広い年齢層の森づくり活動への参加促進などに取り組んでいく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

文化・観光部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

- (1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。
- (2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

ア 安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和 53 年度の 60,058 人をピークに、平成 30 年度には 26,652 人まで減少している。これからの社会を支える人材の育成はもとより、幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実が必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組みを支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を新たに実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

イ 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

総合教育会議を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置した「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催した。

また、平成 30 年 3 月に策定した「県教育振興基本計画」の進捗状況の評価において、現時点での課題及びそれらに対して今後取組むべき施策を「総括的評価」として取りまとめ、関係部局の認識の共有を図った。

今後は、教育委員会等関係部局と連携しながら、総合教育会議での合意

事項等の具体化や、基本計画の取組を推進していく。

社会総がかりで「有徳の人」づくりを進めていくため、市町等を通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

今後も、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

平成 30 年度の私立高校の生徒数は 31,902 人で、本県の高校生の 32.3% を占めるなど、私立学校は公教育の一端を担っており、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教育の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を新たに実施した結果、スクールカウンセラー配置校比率は、平成 29 年度 81.8% から平成 30 年度は 86.0% に増加している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現

ア 次代を担うグローバル人材の育成

県内高等教育機関から海外への留学生数は、各大学の短期留学プログラムの充実等により、平成 30 年度実績は増加が見込まれ、目標の 1,000 人に向け着実に推移している。

今後も、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や、(公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じた取組により、県内大学生の海外留学を支援していく。

外国人留学生数においても、ベトナム等からの留学生増加に伴い、前年度に比べ増加しており、目標の 5,000 人に向け着実に推移している。

今後も、コンソーシアムを通じて、就職支援や交流機会の提供などに取り組むとともに、アジア地域における「日本留学フェア」への参加など、現地学生に県内大学への留学を積極的に働き掛けていく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。

平成30年度は、平成31年4月に両大学に設置した観光教育課程のスタートに向け、必要な観光人材の育成と両大学への志願者の着実な確保を図るため、「観光人材育成講座」を県内3か所で開催した。

今後も、両大学の自主的・自律的かつ効率的な大学運営を支援し、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元については、コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

(3) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

ア スポーツの聖地づくり

東京2020オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019の開催に向け、海外からの選手団をはじめ、国内外から多くの観戦者の来訪が見込まれており、大会の開催準備・盛り上げや事前キャンプの誘致などを通じ、スポーツによる交流の促進を図ることが課題となっている。

このため、両大会の開催準備を促進するため、県、市町、関係団体で構成される東京オリンピック・パラリンピック自転車競技静岡県開催推進委員会及び伊豆半島・東部地域首長協議会やラグビーワールドカップ2019静岡県開催推進委員会の開催により、地域一体の応援体制を推進している。

東京2020オリンピック・パラリンピックについては、本県開催の成功に向け、輸送・セキュリティ対策などの準備のほか、開催2年前イベント等の節目イベントの開催等により機運醸成に取り組んだ。また、国内外からの来訪者が安全・快適に大会を楽しめるよう、都市ボランティアの募集・研修を実施した。

本年度実施されるテストイベントでは、本番を想定した観客輸送により大会組織委員会が策定中の輸送運営計画を評価・検証した上で、必要に応じ計画の見直しを進めていく。また、聖火リレー等の実施についても、大会組織委員会や関係市町との連携を強めて取り組んでいく。

事前キャンプ誘致については、海外現地連絡員の活動等を通して新たな

覚書締結が実現し、平成 30 年度末現在で、合計 14 市 19 件の覚書が締結されている。

今後も、海外現地連絡員の活動や市町が実施する視察のサポート等を通じた支援を継続し、市町の誘致実現を図っていく。

ラグビーワールドカップ 2019 については、本県開催の成功に向けて、会場整備や交通輸送・警備等に係る計画策定、大会ボランティアの募集・研修等、開催都市として必要な準備を行った。また、ラグビーの普及やラグビー文化醸成のため、記念イベントの開催や小・中学校教員を対象としたタグラグビー指導者養成研修等の開催、ラグビー教本の制作に取り組んだ。

今後は、各種計画を着実に実行するとともに、大会のレガシー創出に向け、「ラグビー文化の醸成」「国際交流の促進」等に取り組んでいく。

東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催のレガシーとして、サイクルスポーツの聖地実現のため、本県のサイクルスポーツ振興に取り組む関係者で構成する「サイクルスポーツの聖地創造会議」を設立したほか、本県の実情に応じた施策を定める「静岡県自転車活用推進計画」を策定した。また、サイクリスト受入態勢の充実や自転車を通じた国際交流を進めたほか、官民協働によるサイクリングガイド養成などサイクルスポーツによる県づくりを推進した。

今後も、県内のサイクリングに関する情報を一元化したウェブサイトにおいて、効果的な情報発信を行うなどの取組を進めていく。

本県では、国民体育大会における総合成績 8 位以内を目標に掲げ、各競技団体に対して強化合宿・県外遠征等に対する助成を行っている。ここ数年の成績は 10 位台後半から 20 位台で推移しており、平成 30 年度の皇后杯順位は前年の 18 位から 13 位へ上昇したが、国体男女総合成績（天皇杯）は競技得点の大きい団体種目で惜敗が続き、目標に至らなかった。

引き続き、国体男女総合成績での貢献が期待できる団体種目の強化に力を入れるとともに、ジュニア世代の発掘・育成・強化のほか、選手等が競技と仕事を両立し、本県で活躍できる環境を整えるアスリート等雇用支援等により、アスリートの強化活動等を支援していく。

イ 文化芸術の振興

オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進については、本県の文化資源の掘り起こし等を目的に、地域密着プログラムにおいて 12 件のプログラムを採択した。また、アートマネジメント経験のあるプログラムコーディネーターを配置し、プログラム参加希望者への助言や相

談対応等の支援を行った。

今後も、文化プログラムの周知や参画拡大のため、ウェブサイトやSNS等を活用した広報の充実をはじめ、ロゴマークを活用したプログラム認証の拡大を図っていく。

県民が文化芸術に触れる機会の拡充については、次代を担う子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する「ふじのくに子ども芸術大学」や、広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供する「ふじのくに芸術祭」等を開催し、多くの県民に参加していただくとともに、県立美術館の展覧会、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップでの文化事業、SPACの舞台公演などを通じて、県民が文化に親しむ機会を提供した。

今後も、県立美術館を始め、グランシップ、市町文化施設等による文化芸術の鑑賞機会やふじのくに芸術祭での発表機会等の提供を行うとともに、子どもが文化と出会う機会を充実していくため、SPACの中高校生舞台芸術鑑賞事業に加え、県内プロオーケストラ等が学校やホール等で行うアウトリーチ事業の拡充を図る等、県民が文化を体験し、参加できる環境づくりを進めていく。

本県を代表する「学術、文化芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「文化力」を活かし、新たな交流と活力を生み出す地域づくりを推進するため、その玄関口となる東静岡駅南口県有地において“ふじのくに”の文化力の高さをアピールする「文化力の拠点」の形成を図る必要がある。

このため、県立図書館を中心とした施設を先行整備する方針の下、庁内プロジェクトチームにおいて、先行施設への導入機能、規模、民間活力を導入した事業手法などの検討を進め、平成31年3月に「施設整備に係る県方針」を取りまとめた。また、この県方針を基として、民間事業者に、実現可能な事業手法や民間機能などの提案を求める「事業計画案公募」を開始した。

今後は、令和2年度の事業公募実施に向け、導入可能な民間機能や施設規模、官民役割分担等について検討を進め、事業スキームを固めた上で、要求水準書などの事業公募関係資料を作成していく。

世界遺産富士山については、第40回世界遺産委員会において求められた、最新の取組状況を記載した保全状況報告書を、国、山梨県、関係市町村等と緊密に連携して取りまとめ、平成30年11月にユネスコ世界遺産センターへ提出した。

引き続き、関係機関等と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設の「富士山世界遺産センター」において、須走口巡礼路の位置や経路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した結果、平成 30 年度来館者数は、目標の年間 30 万人を大きく上回る 45 万 2,066 人であった。

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づき諸活動を展開していく。

韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、関係省庁や関係自治体と連携し、世界遺産委員会勧告事項等への対応を適切に進めた。

今後も、関係自治体等と連携し、資産の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

文化財を適切に保存・管理し確実に継承していくために、県指定文化財の新規指定を行うとともに、所有者又は管理者が行う国・県指定文化財の保存・修理事業等に対し支援を行った。

また、しずおか文化財ウィークを設け、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近に文化財に触れられる機会を提供し、平成 30 年度は 14 万 8,461 人に参加いただいた。本年度は、関係施設との連携した企画展を実施するなど、参加人数の一層の増加を図っていく。

今後も関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

(4) 世界の人々との交流の拡大

ア 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

本県の県内旅行消費額及び宿泊客数については、平成 30 年度に 7,350 億円及び 1,997 万人と、目標値に対しておおむね順調に進捗している。これは、平成 30 年 4 月にユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島について、世界ジオパークとしての価値を高める取組及び認定記念事業に対して重点的に支援したこと、平成 31 年度（令和元年度）に本県で 19 年ぶりに開催されるデスティネーションキャンペーン（DC）のプレキャンペーンとして全国宣伝販売促進会議の開催や旅行会社へのセールス活動等によ

る商品造成の促進を行ったことに加え、平成 30 年 11 月に開館した「日本平夢テラス」において、指定管理制度を導入し、適切な管理運営を行うとともに眺望や施設の特徴を活かした誘客の促進を図ったことなどが要因と考えられる。

また、平成 30 年の本県の外国人延べ宿泊客数は 179 万人となり、平成 29 年の 150 万人と比較して 29 万人、19.4%増加した。これは、県域 DMO 「静岡ツーリズムビューロー」(T S J)を中心に、地域に埋もれている観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、ICT の活用により本県の魅力を発信する等、マーケティングに基づく戦略的なインバウンド施策が成果を現しているものと考えられる。

さらに、平成 30 年 5 月に民間事業者が清水港と土肥港を結ぶフェリー事業からの撤退を公表して以降、地域からの事業存続の要望を踏まえ環駿河湾地域の 3 市 3 町や関係団体等と連携し、様々な利用促進の取組を展開するとともに、新たな運営体制を構築した。

今後は、「静岡県観光躍進基本計画」にある「国際競争力の高い観光地域づくり」、「観光客の来訪の促進」、「観光人材の育成と来訪者の受入環境の整備」の 3 つの基本方針により、世界レベルの観光資源を有する“ふじのくに”にふさわしい世界水準の観光地域づくりを持続的に進め、観光交流人口の拡大を図っていく。

イ 交流を支える交通ネットワークの充実

競争力の高い富士山静岡空港の実現に向け、訪日誘客支援空港の認定を活用したエアポートセールスを行うとともに、富士山静岡空港利用促進協議会を通じた利用促進活動の助成や航空貨物の利用促進、公共交通アクセスの確保に向けた取組等を実施した結果、平成 30 年度の富士山静岡空港の利用者数は、過去最高となる 71.4 万人を記録し、目標に向け着実に推移している。

また、平成 28 年度から増築・改修工事を進めてきた空港旅客ターミナルビルは、平成 30 年 12 月にリニューアルオープンした。また、滑走路端安全区域 (RESA) の確保に向けた土質・工法調査を実施するなど空港の機能と利便性の向上を図った。

さらに、空港を拠点とした地域の魅力づくりを推進するため、地元市町が実施する空港周辺地域の賑わいを創出する取組への支援などを行った。

公共施設等運営権制度導入に向けては、優先交渉権者として選定した事業者が経営主体となった富士山静岡空港株式会社に対する公共施設等運営権の設定及び実施契約の締結等の手続を着実に進め、平成 31 年 4 月 1 日に新たな運営体制へ移行した。

今後は、運営権者である富士山静岡空港株式会社が自らの経営判断と創

意工夫で空港を経営することとなるが、県としては、航空ネットワークの拡充が県民の利便性向上や多様な分野における交流拡大を支えることなどから、運営権者や関係団体と連携し、利用促進、就航促進に取り組んでいく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

健康福祉部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

健康福祉部では「県民の『幸福』と『安らぎ』を築くため、安定した生活を支える健康福祉を実現」を基本理念とし、静岡県の新ビジョンに基づく「安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸」、「地域で支え合う長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現」、「安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」、「安全・安心な生活を支える危機管理」の7つの柱による諸施策を推進した。

ア 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要なときに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、県民総ぐるみの健康づくりを進め、科学的知見に基づく健康施策の推進に取り組む。

イ 地域で支え合う長寿社会づくり

高齢化の進行とともに、認知症の人や、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、医療や介護、生活支援に対する需要の増大・多様化が見込まれる中、人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりが求められている。

このため、在宅医療と介護の連携や認知症施策の強化、地域での生活を支える仕組みの充実により、地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会づくりに取り組む。

ウ 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

エ 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化に取り組むとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないように、多様な主体が連携して支援するなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

オ 安心して出産・子育てができる環境づくり

若い世代が結婚して家庭を持つことに憧れを抱き、子どもを生みたいと希望する県民がその願いをかなえられるようにするためには、安心して子どもを生み育てられる環境の整備が不可欠である。

このため、「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、保育サービス・幼児教育の充実、子どもや母親の健康の保持・増進により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。

カ すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

キ 安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸	
(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)
(静岡県感染症・結核予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)	(ふじのくに食育推進計画)
(静岡県歯科保健計画)	

<主要な事業の実績>

(1) 静岡県保健医療計画（地域医療構想を含む）の推進等

平成 30 年度が初年度である第 8 次静岡県保健医療計画に基づき、地域の医療提供体制の確保に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化と連携を図るとともに、有床診療所の設備整備、医療従事者の確保・養成等に必要な施策を推進した。

また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた「地域医療構想」の実現に向けて、地域の医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議を県内 9 箇所で開催し、医療機能の分化・連携等に係る協議を行った。

(2) 医師確保対策の推進

平成 22 年度に設立した「ふじのくに地域医療支援センター」、平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国最大規模の医学修学研修資金貸与や、県外から医師を確保するための地域枠を県外 7 大学に設置するなど、医師の確保及び地域偏在の解消に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、平成 30 年度末までの利用者の累計が 1,000 人を超え、このうち、返還免除後に県内で勤務を開始した者が前年から 96 人増の 461 人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者と医療関係者が一堂に会し、県内で活躍する医師による講演会、意見交換会などを通じて、本県の地域医療に貢献するところざしを育む「夏季セミナー」の開催や、カレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成、複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

加えて、医療体制の確保に支障をきたしている公的医療機関等への県立病院の医師派遣に伴う負担金の支出や優秀な指導医確保のための手当を支給する病院への助成など、医師の負担軽減・離職防止を図る病院等に対する支援を実施した。

(3) 看護職員確保対策の推進

高齢化や疾病構造の変化等に伴う訪問看護や高度専門医療への対応など、医療需要の増大や多様化により、慢性的な看護師不足が継続している中、県内の看護職員就業者数を「第 7 次静岡県看護職員需給見通し」の供給数に近づけるため、公益社団法人静岡県看護協会（ナ

ースセンター)等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の養给力強化、県内就業定着促進・離職防止、再就業支援及び看護の質の向上を柱とした様々な取組により、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援による養给力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、アドバイザー派遣など、医療機関の勤務環境改善支援による離職防止、ナースセンターに配置したコーディネーターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上に重点的に取り組んだ。

また、妊娠期及び産前産後ケア、育児支援など幅広い場面で活躍する助産師の養成を目的とした県立看護専門学校への助産師養成課程開設(平成31年4月)に向けて、校舎の増改築、備品整備等を実施した。

(4) 救急医療に係る体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化し、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、患者のニーズに合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療活動を実施している。

緊急に治療が必要な中等症・重症救急患者に対する医療を迅速に提供するため2機体制で全県をカバーするドクターヘリの運航を支援したほか、高度の診療機能を有し24時間体制で重篤患者を受け入れる救命救急センターの運営費を助成するなど、安定的、継続的な救急医療の提供の確保を図った。

(5) 在宅医療提供体制の整備の取組

団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、病院からの在宅への受け渡しや、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援し、在宅医療を実施する診療所等を確保する取組を行った。また、平成30年度は、新たに、在宅医療・介護連携情報システムモデル事業及び訪問看護提供体制充実事業を創設し、これらの事業を活用して、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

(6) がん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動やがん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化を目的とした助成等の従来の取組に加え、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、AYA(Adolescent and Young Adult;思春期及び若年成人)世代のがん患者の支援、がん教育などの新たな取組にも着手し、医療機関、教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

(7) 難病対策の推進

平成30年4月から331疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施した。

難病の患者に対する医療等に関する法律において都道府県が処理することとされている事務については、平成30年4月1日以降政令指定都市に権限移譲されたことに伴い、静岡

市及び浜松市との定期的な協議を開催する等の、円滑な事務処理執行のための調整を行った。

難病患者の早期診断・早期治療の開始及び状態が安定している患者の身近な医療機関への紹介・逆紹介を推進するため、平成 31 年 3 月に、難病診療連携拠点病院として浜松医科大学医学部附属病院を、難病医療協力病院として 35 病院を指定した。

(8) 国民健康保険の運営

平成 30 年度から県と市町が共同で運営を行う新制度が始まり、静岡県国民健康保険事業特別会計を設置し、安定的な運営を行っている。また、静岡県国民健康保険運営協議会の開催、市町等との協議などを行いながら、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進めた。

(9) 健康長寿日本一に向けた取組

平成 30 年 3 月に策定した「第 3 次ふじのくに健康増進計画」に基づき、①健康長寿プログラムの普及（ふじ 3 3 プログラム及び減塩 5 5 プログラム）、②健康マイレージ事業、③企業との連携（企業表彰、健康づくり宣言事業所）、④健康長寿の研究（特定健診データ（68 万人分）の分析及び「健康マップ」の作成（市町のデータを中学校ごとの単位でマップ化等））、⑤重症化予防対策の 5 事業を柱とする「ふじのくに健康長寿プロジェクト」を推進したほか、歯科診療所への設備整備助成など在宅歯科医療体制の充実にも取り組んだ。

また、平成 29 年度からは、新たに健康経営の視点を取り入れた健康づくり施策である「しずおか“まるごと”健康経営プロジェクト」に取り組む、更なる健康寿命の延伸を目指している。

(10) 社会健康医学の推進

「社会健康医学研究推進基本計画」で定めた 4 つの基本方針に基づく取組を推進するため、「社会健康医学」推進委員会並びに研究推進検討部会及び拠点設置検討部会を開催し、社会健康医学研究に着手するとともに、大学院大学の設置に係る基本構想を策定したほか、県民向けのシンポジウムを開催した。

<評価及び課題>

地域の医療提供体制については、静岡県保健医療計画等に基づき整備を進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や地域医療構想調整会議を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議のもと、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

第 8 次静岡県保健医療計画は、静岡県長寿社会保健福祉計画（介護保険事業支援計画）をはじめとする他の関連計画との整合性を図ることを踏まえ、その進捗管理等においても関係機関と連携して取り組んでいく。

医師確保は本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めてきた結果、平成 28 年 12 月末の本県の人口 10 万人当たり医師数は、200.8 人と平成 26 年 12 月末時点と比べて 6.9 人（3.6%）増加し、全国の増加率（2.8%）を上回った。また、平成 30 年度からスタートした新専門医制度により減少した県内公的医療機関等に在籍する免許取得後 3 年目医師数について、本年度は前年度比 41 人増の 183 人となるなど改善が見られた。

しかしながら、国が平成 31 年 2 月に新たに示した医師偏在指標では、暫定ではあるものの本県は「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として医師不足の状況にある。

このため、今年度も引き続き医学修学研修資金の活用のほか、新たに指導医を招聘し、研修体制の充実・強化を図る病院に対する支援を行い、本県における専攻医の確保を図るとともに、各医療機関と連携して個々の医療機関の魅力を高めていくことなどにより、医師数の増加、偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、看護職員の需要が増大する一方で、夜勤など厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。そうした中で、養成施設の運営支援による養成力強化、勤務環境改善支援等による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上の 4 つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。平成 31 年 4 月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、10 人の新入生が優れた助産師として地域で活躍するよう、関係機関と連携しながら教育を行っていく。

救急医療に係る体制整備については、救急医療の核となる救命救急センターについて県内 11 病院体制を構築し、安定した運営が行われているほか、ドクターヘリについては、平成 30 年度は 2 機を合計した出動回数が過去最多の年間 1,787 回となり、県内の救急医療やへき地医療で大きな効果を発揮することができた。今後、医療体制が脆弱な賀茂地域の 2 次救急医療機関と隣接圏域の専門医療機関が検査画像データなどを共有するネットワークを整備し、重篤患者に対する救急医療体制を強化するなど、安心医療を提供するため、救急医療体制の整備に取り組んでいく。

在宅医療提供体制の整備の取組について、人材確保等が課題となり実現できない医療機関が多いと考えられるが、訪問診療を受けた患者数は平成 25 年度の 12,565 人から平成 29 年度の 14,285 人へと 1,720 人増加していることから、訪問診療を実施している医療機関当たりの患者数は増加しており、在宅医療を安定的に提供する体制は確保されてきていると考えられる。

がん対策については、平成 30 年 3 月に策定した第 3 次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診精度管理の向上、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進等従来の取組みに加え、新たに小児・AYA 世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活が続けることができる地域づくりに努める。

難病対策については、平成 30 年 4 月 1 日から対象疾患が 1 疾患追加され 331 疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組んでいくとともに、指定難病医療費受給者や医療機関からの問い合わせが多い質問については、「よくある御質問と回答」を作成しホームページで公開する等、一層の制度の周知を図っていく。

また、難病医療協力病院の新規指定や難病診療分野別拠点病院の新規指定等の、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介・逆紹介を推進するとともに、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

国民健康保険については、少子高齢化や就業構造の変化等により高齢者と低所得者の増加が進み、一人当たり医療費が増加する一方で保険料（税）収入は伸び悩むという状況の中、平成

30年度から県が財政運営の責任主体として参画したことから、静岡県国民健康保険運営方針に定める取組を進め、市町とともに新制度の円滑な運営に努めていく。

健康寿命について、厚生労働省が公表した都道府県別の健康寿命（平成22年、25年、28年の3回平均：平成30年3月公表）では、本県は男女とも全国2位（男性が72.15歳、女性が75.43歳）と全国トップクラスの健康長寿県である。また、メタボリックシンドローム該当者の割合では、平成28年度は13.4%と全国で2番目に低い県となっている。

その一方、本県は脳血管疾患による死亡が男女とも全国に比べて高いため、脳血管疾患と因果関係のある塩分摂取について、減塩55プログラムにおいて「ふじのくにお塩のとりかたチェック票」を活用した塩分摂取量の見える化により、自らの生活習慣を改める動機付けに取り組んだ。

また、ふじ33プログラムについては12事業所で実施し、健康マイレージ事業を実施している30市町では累計約5.5万人の県民が「いきいきカード」を取得するなど、「ふじのくに健康長寿プロジェクト」の取組は着実に普及拡大している。さらに、68万人の特定健診データの分析結果は、地域の健康づくり活動の活発化に結びついている。さらに、平成29年度から取り組んでいる「しずおか“まるごと”健康経営プロジェクト」では、地域や企業で健康情報を口コミにより発信する健幸アンバサダーは、7講座408人を養成したほか、子どもの頃からの生活習慣病予防の出前講座を6小学校で実施した。こうした取組により子ども世代から働き盛り世代の取組を強化し、地域と企業と家庭など県全体で健康づくり施策が展開されており、今後もこれらの施策を推進することにより、健康寿命の延伸を図っていく。

社会健康医学の推進については、「社会健康医学研究推進基本計画」に基づき、県立総合病院の先端医学棟のリサーチサポートセンターを中核として社会健康医学の研究を進め、研究成果を具体的な健康増進施策や疾病予防対策として県民に還元していく。また、長期かつ継続的な研究と人材育成のため、大学院大学の早期設置に取り組む。

2 地域で支え合う長寿社会づくり

（静岡県長寿社会保健福祉計画） （静岡県地域福祉支援計画）
（静岡県保健医療計画）

<主要な事業の実績>

（1）地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進するため、市町における取組方針や課題等の把握を行うとともに、医療介護関連データによる地域分析を行いながら、市町の特性に応じた体制づくりを支援した。

また、保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議及び圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図るとともに、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

（2）第8次ふじのくに長寿社会安心プランの推進

2025年における本県の地域包括ケアシステムのあり方を示すとともに、その実現に向けた

施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第8次ふじのくに長寿社会安心プラン（第8次静岡県長寿社会保健福祉計画）」（平成30年度～令和2年度）に基づき、「健康づくり、社会参加の促進」、「共に支え合う地域社会の実現」、「認知症にやさしい地域づくり」、「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」、「誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備」の5つを施策の柱として、市町の介護予防、生活支援などの取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。

（3）ふじのくに型福祉サービスの推進

県内にある介護サービス基盤等の社会資源を活用し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、年齢や障害の有無にかかわらず、垣根なく福祉サービスを提供する「ふじのくに型福祉サービス」を普及するため、「ふじのくに型サービスガイドブック」による周知のほか、実践者や専門家の派遣、事例発表会等による事業の立ち上げ支援を実施した。

（4）支え合いの地域づくりの推進

市町における地域住民による支え合い活動を促進するため、市町が配置する生活支援コーディネーターの養成研修や地域で展開されている生活支援団体の活動現場の体験会を行った。

また、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手育成を図る「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を実施したほか、高齢者の日常生活における移動支援サービスを充実するため、関係機関の連携強化を図る検討会議や移動支援に係る制度説明会・交通安全運転講習会を開催し、市町における地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を支援した。

（5）地域リハビリテーションの推進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員を養成したほか、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に「地域リハビリテーション推進部会」を設置し、医療・介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

（6）高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくり、スポーツ活動、文化活動など高齢者の社会参加や生きがい創出を、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

（7）静岡県地域福祉支援計画の推進

「第3期静岡県地域福祉支援計画（平成28年度～令和2年度）」に基づき、市町の地域福祉活動の推進を図るため、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有化し、地域福祉計画に基づく取組を支援した。

（8）認知症総合対策の推進

社会における認知症の正しい理解を促進するため、市町における認知症サポーター養成講座の実施を支援したほか、“認知症の本人”が主役となって、真に必要な支援や暮らしやすい地域づくりにつなげることを発信するため、「認知症の本人が語り合う全国の集い in 静岡」を開催した。

また、かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営するとともに、就労継続を目的とした「企業向け出前講座」及び就労・社会参加の支援を目的とした「若年性認知症居場所（仕事の間）づくり」を行うモデル事業を実施した。

(9) 特別養護老人ホーム等の整備の推進

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対する助成に加え、地域医療介護総合確保基金を活用し、看護小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を行った。

(10) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局に求められる在宅医療を推進するため、在宅訪問普及促進支援員が医療・介護に係る多職種を訪問し、薬剤師による在宅業務を周知し要望等への対応を検討するとともに、在宅業務に必要な無菌調剤研修を実施した。

また、薬や健康の相談に積極的かつ適切に応需できるよう研修を行うとともに、各薬局において健康相談に関する取組を宣言し、地域住民への周知を図った。

(11) 福祉人材の確保対策の推進

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに配置している求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを開催したほか、壮年世代向けの福祉・介護の入門講座を実施するなど、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

(12) 介護人材確保の推進

県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるため、介護に関する講演や介護ロボットの展示、介護技術コンテストなどを盛り込んだ「ふじのくにケアフェスタ 2018」を開催した。また、県内介護施設等に従事する若手介護職員を介護の未来ナビゲーターとして委嘱し、県内高校・大学での出前講座により介護職のやりがい等を広く発信した。

介護分野への新規就業と職場定着を促進するため、介護の資格を持たない人に研修や実務経験の機会を提供し、介護事業所への直接雇用につなげる事業を実施した。また、新たに介護事業所へのICT機器等の導入を支援する助成制度を開始し、介護業務の効率化や職員の負担軽減を図った。

(13) 介護職場の労働環境改善の推進

介護事業者の主体的な職員処遇の改善を支援するため、キャリアパス制度導入を進める介護事業所に対して、社会保険労務士等の専門家による訪問相談を実施するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「キャリアパス制度・人材育成の推進」、「サービスの質の向上」、「労働環境の改善」を達成している事業所の認証制度を創設し、146事業所を認証した。

<評価及び課題>

地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会を実現するため、平成30年3月に策定した「第8次ふじのくに長寿社会安心プラン」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。

地域住民による支え合い活動の推進については、「壮年熟期」の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、4市町で社会参加促進フェアを開催し、1,515人が参加したほか、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を9市町で開催し、476人が参加するなど、社会参加への気運を高めることができた。移動支援に係る制度説明会・交通安全運転講習会では、市町職員や運転ボランティアなど120人に対し、関連する制度の理解や交通安全制度の習得を目的とした説明・講習を行い、参加した市町において、新たに、移動サービスが創出された。今後は、地域の実情に合わせた移動サービスを創出するモデル事業を実施し、有識者による検証や事業報告会等を行いながら、県内各地域への普及を図っていく。

地域リハビリテーションの推進については、地域における効果的なリハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を54人、「地域リハビリテーション推進員」を94人養成した。引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、研修会等を通じて、サポート医などの先行事例の普及等を行い、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、「第3期静岡県地域福祉支援計画」に基づき、平成30年度は『地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画及び活動計画の策定や進行管理』をテーマに県内3地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、市町の地域福祉計画策定状況等の把握、今後の市町の計画改定に向けた情報提供や取組支援を行った。高齢者や障害のある人がいつまでも地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図り、今後も市町の地域福祉の体制整備を支援していく。

認知症総合対策の推進については、市町における認知症サポーター養成講座を支援し、平成30年度末で認知症サポーター養成数が331,719人となり、目標（2020年に360,000人）に向け順調に推移している。今後は、認知症サポーターの地域での活躍を促進するため、認知症の人や家族の困りごとを認知症サポーターが支援する仕組みづくりに取り組んでいく。「認知症の本人が語り合う全国の集い in 静岡」では、県内外から参加した720人とともに、認知症の本人の声をとりまとめた「いっしょにつくろう！暮らしやすいまち宣言」を全国に発信した。今後は、認知症の本人同士が暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う本人ミーティングを市町等に普及していく。

また、地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを105人養成したほか、認知症疾患医療センターと認知症サポート医リーダーが中心となって、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進した。引き続き、市町との連携を強化し、認知症疾患医療センターが地域に出向いて行う集合相談の充実を図るなど、認知症の早期発見、早期対応の体制の

充実を図っていく。

働き盛りで発症する若年性認知症については、若年性認知症居場所（仕事の間）づくりとして3事業者が事業を実施し、合計15人（認知症の人を含む。）が草取りや洗車作業を行った。引き続き、介護事業所や民間企業等の協力を得ながら、若年性認知症の人の社会参加機会の確保に取り組んでいく。

特別養護老人ホームの整備定員数は、当初計画に対して上乗せした整備もあり、平成30年度末の目標数19,478人に対して、19,490人と目標を上回る結果となった。特別養護老人ホームは依然として入所希望が多いことから、今後も第8次静岡県長寿社会保健福祉計画に基づき、引き続き整備を支援するとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

かかりつけ薬剤師・薬局としての在宅業務の実施については、実際に薬剤師と連携して在宅業務を実施した多職種の95%から有用であったとされたが、業務についての周知が不十分との意見も得た。相談機能については、940薬局（51.8%）が薬局利用者に対する周知活動を行った。引き続き、かかりつけ薬剤師・薬局の役割について、薬局の在宅業務や健康相談業務等の周知や実施を通じて、推進していく。

福祉人材の確保対策として、慢性的な人材不足を解消するため、個別就職支援を行う専門員を配置するほか、壮年世代向けの福祉・介護の入門講座の拡大などを図り、平成30年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉介護分野の就職人数は813人となり、平成29年度と同じく、全国第1位となった。引き続き、静岡県社会福祉人材センターを活用し、小中学校での福祉職セミナーの開催や職場体験事業などを通じて、すそ野の拡大とマッチング促進による人材確保の強化に取り組んでいく。

介護人材の確保については、平成27年度時点の県内の介護職員数50,030人から年々増加しているが、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約8,000人の介護職員が追加的に必要とされることから、引き続き、県民の介護・福祉の仕事に対する理解の促進に努め、外国人をはじめとする多様な人材の新規就労を拡大するとともに、ICTを活用した介護業務の効率化を一層推進することで職員の身体的・精神的な負担の軽減等を図り、職場定着を促進していく。

介護職場の労働環境の改善については、約9割の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいる。今後予定されているベテラン介護福祉士を中心とした処遇改善が確実に実施されるよう、専門家による相談支援を行うとともに、引き続き、優良介護事業所の表彰や働きやすい介護事業所の認証を実施し、介護事業所自身の積極的な取組を広く県民に周知していく。

3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(静岡県障害者計画)

(静岡県障害福祉計画)

(静岡県障害児福祉計画)

(静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

<主要な事業の実績>

(1) ふじのくに障害者しあわせプランの推進

平成 30 年 3 月に策定した「第 4 次静岡県障害者計画」に基づき、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向けて、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」、「地域における自立を支える体制づくり」の 3 つの施策を柱として、具体的な事業の展開を図った。主な事業として、各圏域自立支援協議会に対して専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行う圏域スーパーバイザーを設置した。

また、同じく平成 30 年 3 月に策定した「第 5 期静岡県障害福祉計画」、「第 1 期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

(2) 共生社会の実現のための「合理的配慮の提供」の推進

平成 29 年 4 月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」のため、全市町でのヘルプマークの配布や声かけサポーターの養成、「合理的配慮の提供」事例の映像化などに取り組んだ。

平成 30 年 3 月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などの意見を聴く協議の場として、静岡県手話言語施策推進協議会を設置するとともに、普及啓発動画を作製するなど、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

(3) 障害者スポーツの振興

東京 2020 パラリンピック競技大会に向けて、本県で開催される自転車競技を中心としたパラスポーツの体験機会の提供や、本県関係のリオデジャネイロパラリンピック出場者等で結成した「障害者スポーツ応援隊」による障害者スポーツの魅力発信などに取り組んだ。

(4) 障害者の文化芸術活動の振興

障害者の文化芸術活動を支援するため、その拠点となる「静岡県障害者文化芸術活動支援センター」を開設し、障害のある人の活動や作品の情報提供、文化芸術活動を支援する人材の育成などを行うとともに、静岡県障害者芸術祭の規模を拡大し、障害のある人の作品や演奏等の発表機会を積極的に提供していくことで、幅広い文化芸術活動への参画を促進し、障害のある人の社会参加や県民理解の推進による共生社会の実現を図った。

(5) 重症心身障害児（者）への支援

重症心身障害児（者）の在宅支援の充実を図るため、看護、介護従事者研修や在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修などの人材養成研修を実施した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するため

の助成を行うとともに、医療機関に専門家を派遣する事業所の開設支援や、重症心身障害児（者）の円滑な受入れを促進するため、事業所への講師を派遣するなど、受入支援を実施した。

(6) 発達障害のある人への支援

発達障害のある人の福祉向上を図るため、保護者や支援者の支援力向上研修や、医師の専門性を向上するための陪席研修等を実施し、身近な地域における支援体制の充実を図った。

また、平成 30 年度に設置した「発達障害者支援地域協議会」などの意見を踏まえ、多様化・複雑化する発達障害に係る相談への対応と発達障害のある人への支援を強化する体制について検討し、令和 2 年度から、県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の 2 箇所体制とし、運営を民間法人に委託することとした。

(7) 精神障害のある人への支援

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組んだほか、平成 30 年 3 月に策定した「静岡県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防対策を図った。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、ピアサポートを活用しながら、入院中の精神障害のある人の地域移行促進及び措置入院者の退院後支援計画の作成などを促進した。

(8) 障害のある人への就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送ることで、誰もが「幸せ」となるユニバーサル社会を目指すため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、県授産品ブランドマークについて商標登録を行い、ブランド化した製品にマークを使用するなど販売促進に取り組んだほか、「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針を定めて、就労施設等からの物品等の調達推進を図った。

また、障害のある人の農業分野での職域拡大を目指した、農業生産者と障害福祉サービス事業所による施設外就労のマッチング支援や、障害のある人に居宅介護職員資格取得のための研修を実施した。

このほか、企業 CSR 連携促進コーディネーター（企業 CSR：企業の社会的責任）による企業と障害福祉施設等のニーズのマッチング支援に取り組んだ。

<評価及び課題>

障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は増加しているが、目標値の達成には更なる参画団体数の増加が必要である。

「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害のある人の不便さを取り除く「合理的配慮の提供」の徹底を図るほか、東京 2020 パラリンピック競技大会に向けて障害者スポーツ及び文化芸術活動の振興に取り組み、障害に対する理解促進を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進していく。

障害福祉サービスの 1 か月あたりの利用人数は平成 29 年度の 28,041 人から 28,574 人と着実

に増加しており、平成29年度に策定した「第4次静岡県障害者計画」、「第5期静岡県障害福祉計画」及び「第1期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

重症心身障害児（者）に対して、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、重症心身障害児（者）等を対象とした医療型短期入所事業所は12箇所と増加したが、在宅生活には、医療型短期入所サービスの提供が重要であるため、今後も提供主体となることが見込まれる医療機関に対して当該事業の必要性について説明を行うなど、市町と連携し、当該事業の拡大に取り組んでいく。

発達障害のある人への支援については、県民の身近な地域で専門的な支援を提供できるよう、新センターへの円滑な移行を推進し、専門人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。また、各圏域の自立支援協議会発達部会や児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人への支援については、多様な精神疾患ごとに対応できる医療機関を明確にし、2次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療を担う拠点となる医療機関の確保に努めていく。また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

平成30年度の福祉施設から一般就労への移行実績は472人で、令和2年度の目標値である633人に対して75%の達成状況であり、更に移行を促進するため、福祉施設と企業、地域支援機関と連携した求人のマッチングなど、就労支援体制の充実を図っていく。

工賃水準の向上については、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とし、授産製品の販路拡大や新たな受注先の開拓を進めるほか、しずおか授産品ブランド化や農福連携を積極的に推進し、授産品の付加価値を高めていく。また、官公需拡大についても、過去最高の平成30年度実績以上を目指す調達目標を定め、発注拡大に取り組んでいく。

このほか、企業CSR（企業の社会的責任）の連携促進事業については、企業と障害福祉施設のニーズのマッチングを29件実現させた。今後も双方のニーズの把握に努め、マッチング支援を行うことで共生社会の実現に向けた取組を推進していく。

4 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

（静岡県人権施策推進計画）

（静岡県地域福祉支援計画）

（いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画）

（静岡県動物愛護管理推進計画）

<主要な事業の実績>

（1）生活困窮者自立支援制度による事業の実施

郡部の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援窓口において、適切な支援につなぐ自立相談支援事業や就労支援事業、住居を喪失した離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、自立を支援した。また、就労に向けた準備が必要な人

に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、新たに生活困窮世帯の家計管理支援などを実施し、生活再建を支援した。

(2) 様々な人権に関わる施策の推進

地域における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、人権啓発指導者養成講座を開催したほか、保育士、企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の高揚を図った。また、市町が行う地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図った。

さらに、人権啓発センターのホームページをスマートフォン対応とする改修を行い、県民の自発的な人権学習の支援に努めた。

(3) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）（平成28年3月策定）」に基づき、人権啓発センターを拠点に、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への講師派遣、啓発図書・DVDの貸出し等、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだほか、人権フェスティバル等の講演会の開催、テレビ・ラジオのスポットCMや啓発ポスターの掲出、街頭啓発、インターネットやSNSを活用した広報等の各種啓発活動や市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

(4) ひきこもり対策の推進

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりへの対応方法等の講演会や家族交流会を実施し、支援の充実を図った。

また、地域でひきこもり状態にある当事者やその家族への相談対応をしている支援者を対象として、ひきこもりに関する知識や支援方法の習得を目的とした研修を開催した。

静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部として、NPO法人等に委託し、県内5箇所に設置している居場所では、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行うため、料理、散歩、ゲーム等利用者が計画したプログラムを実施し、自宅以外で安心して過ごすための支援を行った。

(5) 自殺総合対策の推進

ゲートキーパーを養成するほか、自殺対策を実施する市町を対象に助成するとともに、40歳未満の若年層を対象として、「若者こころの悩み相談窓口」及び「若者休日夜間あんしん電話」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、ツイッター等の広告を活用した相談窓口の周知等に加え、新たに若者が日常利用しているLINEに着目し、夏休み明け前や春休み期間中にLINE相談の実施により若年層対策の強化を図った。

また、静岡DPATの体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

このほか、本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第2次のち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を平成30年3月に策定した。

(6) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図るとともに、飼い

主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分がなくなる環境づくりを推進した。

また、「災害時における愛玩動物対策行動指針」に基づき、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を活用し、避難所へのペット受入方針の決定が進むよう働きかけを行ったほか、災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成に取り組んだ。

<評価及び課題>

県内郡部 12 町の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。自立相談支援事業においては、生活困窮者 167 人から相談があり、このうち 72 人について支援プランを作成して支援した結果、23 人の就労が実現した。住居確保給付金においては、3 人に対して、延べ 14 か月分の家賃相当額を支給し、求職活動のための住居の確保を支援した。相談者がそれぞれ抱える課題に的確に対応し、最適な支援を提供するため、関係機関等との連携の一層の強化に努め、自立を支援していく。

就労に向けた準備が必要な人を対象として実施している就労準備支援事業については、合宿型のセミナーと就労体験を組み合わせ、県内 3 地区で開催したところ、17 人が参加し、うち 7 人が就労に結びついた。今後も関係機関と連携を図りながら、参加者の就労に向けた意欲を引き出し、着実にステップアップできるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援の提供に努めていく。

また、生活再建支援事業については、家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計収支の視点から助言・指導を行い、相談者自身の家計を管理する能力を高めた。引き続き、他の関係機関との連携を含めた支援を包括的に行っていく。

平成 30 年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合は、45.3%と前年度から 8.2 ポイント増加した。「静岡県人権施策推進計画（第 2 次改定版）」に基づき、引き続き人権尊重の意識の一層の高揚を図るとともに、広く県民全体の心にも届くよう、メディアやインターネット等による広報を活用し、教育委員会や関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に継続的に取り組んでいく。

「静岡県ひきこもり支援センター」の相談件数は、前年度から 17 件減少し 1,851 件となった。県内にはひきこもり状態にある人の世帯が 7,000 世帯あると推計されることから、ひきこもりが長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、支援センターの周知に努めるほか、ひきこもりの相談業務を行っている支援者に対して研修会を開催し、支援者の専門性の向上を図り、地域でのひきこもり当事者や家族の支援を充実させていく。また、ひきこもり当事者が自宅以外で安心していられる居場所の設置を進め、個々の相談者の状況に配慮したひきこもり支援体制の強化を図る。

平成 30 年の自殺者数は前年より 2 人少ない 586 人となり改善した。自殺者数全体は減少傾向にあるが、若年層の自殺者が増加しているため、若年層向けの電話相談や LINE 相談による相談窓口の充実や ICT を活用した相談窓口の周知、教育委員会との連携等により支援の充実を図り、若年層対策を強化するとともに、経済団体と連携したゲートキーパー養成、遺族支

援、大規模災害に備えた自殺対策等、自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

犬猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、平成30年度は544頭となり、2年連続で1,000頭を切った。

今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していく。

また、被災時における犬・猫の保護のため、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、ペットの受入を促すとともに、災害時動物愛護ボランティアリーダーの登録がない市町に対する働きかけと県獣医師会や県動物保護協会等とともに静岡県被災動物救護計画の改定に取り組んでいく。

5 安心して出産・子育てができる環境づくり

(静岡県子ども・子育て支援事業支援計画) (静岡県次世代育成支援対策行動計画)

<主要な事業の実績>

(1) 家庭・職場・地域における子育て支援の充実

「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づく効果的な取組を行う22市町・63事業を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、男性の育児・家事時間の増加につながる民間企業の創意工夫を活かした新たな取組を発掘するなど、市町と連携して結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援を実施し、本県の少子化対策の強化・充実を図った。

子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援フェスタ」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する気運の醸成を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

(2) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所10施設及び認定こども園12施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰を支援した。また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、本県が構築した保育士キャリアアップ制度に基づき、処遇改善につながる保育士のキャリアアップ研修を実施し、専門性の高いリーダー的保育士を養成した。

(3) 子どもや母親の健康の保持・増進

妊娠・出産、子育て期の切れ目のない支援として、市町職員や子育て世代包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、「子育て世代包括支援センター」の設置を推進した。また、妊娠・出産及び子育ての悩み等に対応するための各種相談支援事業を実施するとともに、先天性難聴児の早期発見等を図るための検査体制の整備などを行った。

不妊・不育で悩む方への支援として、不妊・不育専門相談センターの開設時間を一部、夜

間・土曜日に変更し、相談しやすい環境を整えるとともに、体外受精などの特定不妊治療への助成や一般不妊治療（人工授精）、不育症治療に対し補助を行う市町に対する助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

また、こども医療費の助成についても対象年齢を 15 歳年度末から 18 歳年度末までに拡大し、子育て世代の経済的負担の軽減を図った。

<評価及び課題>

本県の合計特殊出生率は、全庁を挙げて少子化対策に取り組んできた結果、平成 16 年の 1.37 を底として増減を繰り返しながら中長期的には緩やかに上昇傾向にあるが、平成 30 年は 1.50 と平成 29 年から 0.02 ポイント低下し、出生数も前年より 1,069 人減少するなど依然として少子化に歯止めがかかっていない。今後も「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づき、地域の特性に応じて効果的な少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいく。

子どもを生み育てやすい環境づくりについては、自主的に子ども・子育てを応援する活動を行う「ふじさんっこ応援隊」の参加団体数が、前年度から 225 団体増加して 1,591 団体となり、今後も更なる参加促進に取り組んでいく。

保育所等の待機児童数は、保育所・認定こども園の施設整備等により 1,896 人分の定員を拡大した結果、前年から 113 人減少し 212 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）となった。待機児童解消に向けて、今年度は、保育所等の受入枠を 1,200 人以上拡大するなど、引き続き市町と連携して施設整備を進めていく。

本県の認定こども園・保育所等の保育教諭・保育士数は、前年度より 875 人増加して 13,227 人となった。引き続き、保育士等の確保のための修学資金等の貸付や、潜在保育士の復帰支援、離職防止と定着促進のための処遇改善を伴う保育士等キャリアアップ研修を実施していく。また、今年度は、保育士等の業務負担を軽減するための管理者向けの研修と ICT 導入・活用等による勤務環境改善のための保育所等への巡回支援を新たに実施する。

平成 30 年度末における「子育て世代包括支援センター」の設置数は 35 箇所であり、今後も引き続き市町を支援して設置促進に取り組んでいく。

6 すべての子どもが大切にされる社会づくり

（静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画）

（静岡県ひとり親家庭自立促進計画） （静岡県子どもの貧困対策計画）

<主要な事業の実績>

（1）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童死亡事案等を受けて国から発出された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童福祉司を 5 名増員し児童相談所の体制を強化したほか、市町の在宅相談支援体制の強化のため、「子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修」を実施し、子ども家庭総合支援拠点の理解促進や拠点設置・運営に関する具体的助言等を行った。

また、児童虐待防止について広く理解と関心を得るため、「児童虐待防止・静岡の集い」を開催し、地域の見守り支援が子ども虐待を防ぐうえで重要な役割を果たすことについて講演を行ったほか、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の開催など広報啓発を行った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

ひとり親家庭の自立を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる生活相談や就業支援のほか、経済的支援、子どもの就学支援など総合的な支援を実施した。

(2) 子どもの貧困対策の充実

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、新たに子ども食堂等の居場所作りの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部の子どもがいる生活困窮世帯に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。また、生活困窮世帯の小・中学生や高校生に対して学びの場を提供し、生活習慣を改善させることに加え、楽しみながら学ぶ力を身につけさせるといった、将来の夢や希望を育てる事業を継続して実施した。さらに、郡部に居住する生活困窮世帯の高校生世代の人を対象に、就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験する、キャリア形成支援の場を提供した。

<評価及び課題>

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向けた取組を着実に進めていることから、平成30年度の虐待による死亡児童数は0人となった。引き続き、毎年度0人の目標が達成できるよう、児童相談所の体制強化や専門性向上のための研修の実施を行っていくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進、市町要保護児童対策地域協議会の運営や相談体制の整備を進めるため「子ども家庭総合支援拠点」の設置を各市町に働きかけていく。

平成30年度のひとり親の就職率は34.7%であり、前年度から0.7ポイントのマイナスであった。雇用情勢が着実に改善する中、就職率が低迷している主な要因として、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職先の開拓や相談者に寄り添った就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく。

生活困窮世帯の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供については、全町において開催し、子どもたちが将来への希望をもち、自立につながる場として保護者からも好評を得た。また、高校生世代を対象としたキャリア形成の場の提供を新たに実施し、職業講話や就労体験に加え、大学見学では在学生の経験談を聞くことで、将来を見据えた具体的目標を考え、夢や希望に向けて歩み始める良い機会となった。

今後も、教育関係部局等との連携を更に強化し、子どもたちがより参加しやすくなるよう開催形態に配慮しながら、子どもたちの自立に向けた支援の充実に努めていく。

7 安全・安心な生活を支える危機管理 (しずおか食の安全推進のためのアクションプラン)

<主要な事業の実績>

(1) 食品の安全確保対策の推進

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする新たな「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2018-2021）」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して食品表示の監視指導を実施し適正化を推進した。また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品の安全確保を図るためのHACCP（高度な食品衛生管理の手法）導入を推進するため、食品製造業者等への助言指導を行うとともに、食品衛生法改正に伴うHACCP制度化を見据えた研修会及び関係団体と協働した人材育成研修を開催し、導入支援に努めた。

(2) 大麻・危険ドラッグ撲滅対策の推進

「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先駆けて知事指定薬物を指定し、規制の強化を行ったほか、インターネット上の販売サイトから危険ドラッグの買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

また、小・中・高校生を対象に開催する薬学講座などにより、若年層を中心に、わかりやすい内容で大麻や危険ドラッグの有害性や弊害を訴え、徹底した薬物乱用防止教育を実施した。

さらに、近年、若者を中心に拡大する大麻の乱用撲滅を目指して、大麻の有害性や危険性を正しく教育するため、薬学講座や大学・専修学校の学生を対象に開催する薬物乱用防止講習会の講師を担う学校薬剤師等に対してスキルアップ研修会を開催し、児童や生徒に対する教育の充実を図った。

(3) 災害時における医療体制の整備

予想される南海トラフ巨大地震等の災害から、県民の生命、健康を守るため、県内22か所目となる災害拠点病院として、国際医療福祉大学熱海病院を追加指定するとともに、災害時に地域の医療資源や物資の需給調整を行う災害医療コーディネーターの研修や、静岡DMAT隊員の養成研修を実施するなどして、災害時における医療体制の強化を図った。

静岡県・南駿地域総合防災訓練災害医療地域連携図上訓練や、災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練などにより災害拠点病院を中心とした地域の災害医療体制の検証を実施するとともに、国、県内の市町、災害拠点病院、救護病院、救護所、DMAT、JMAT及び医療関係団体等との役割分担の確認と連携の強化を図り、災害に対する総合的な医療救護体制の整備を実施した。

(4) 避難行動要支援者支援対策・福祉避難所の拡充・被災者への支援

災害対策基本法に対応する地域防災計画、全体計画、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成のうち、避難行動要支援者名簿については全市町において作成されており、他の計画についても、引き続き市町意見交換会等で早期の対応を市町に促している。

災害時における要配慮者の受入体制の整備を促進するため、賀茂及び東部地域においてとりまとめた「宿泊施設への福祉避難所設置モデル」及び「指定避難所を活用した要配慮者受入モデル」、また市町の福祉避難所の円滑な開設・設置を図るための「福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」により、福祉避難所の更なる設置促進を市町に促すとともに、「宿泊施設の福祉避難所設置モデル」については実際の開設を想定した訓練を行った。このほか、市町が福祉避難所の設置の促進をするに当たって課題としている人材確保の支援策として、静岡DCAT(静岡県災害派遣福祉チーム)や災害支援ナース(県看護協会)による福祉人材等の派遣についても「福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に位置付けた。

また、各市町における訓練に参加し、訓練の概要を全市町に情報提供し、実施内容や課題等を共有することや、市町訓練に他市町の視察の受入れを依頼し、実際に訓練を見ていただくことで、市町の訓練実施の取組の促進を図った。さらに部内の危機管理機能の強化のため、防災情報共有システム「F U J I S A N」の職員向け研修を行った。

<評価及び課題>

食の安全・安心の推進については、平成30年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は72.6%で過去最高値であった。新たに設定した目標値の80%は達成できなかったものの、県民の信頼度は年々高まる傾向にある。

一方、県政世論調査結果から、食の安全に対して判断に迷う県民が2割程度存在していることから、様々な媒体や機会を通じて食品の安全・安心に向けた各事業の情報発信を充実させ、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

また、平成30年度は、患者数100人以上の大規模食中毒事件が2件発生し、「人口10万人あたりの食品を原因とする健康被害者数」が、29.6人であったことから、目標達成に向けて、大規模食品取扱施設への食中毒防止対策及び食中毒件数の半数近くを占めるノロウイルス食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標の監視率100%を達成した。また、来年度施行されるHACCP制度化を見据え、前倒しで導入支援を実施し、「導入を支援した食品関連施設数目標値400施設以上」を上回る651施設を達成した。今後も大規模食中毒を防止するため、大量調理施設等に対して重点的な監視指導を実施するとともに、法改正により原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の実施を求められることから、引き続き、その導入を支援していく。

危険ドラッグについては、県条例の制定に基づく規制の強化、徹底した取締り、関係団体との連携した取組により、県内の街頭店舗が一掃されたほか、危険ドラッグによる検挙者数も減少したが、未だに、規制の対象となっていない新たな物質が発見されていることから、引き続き、買上検査やインターネット監視などにより、危険ドラッグの根絶に向けて取り組んでいく。

また、若者に蔓延する大麻の乱用を撲滅するため、薬学講座や薬物乱用防止講習会などによる徹底した教育を繰り返し行っていくほか、警察本部や教育委員会などの関係機関との連携強化を図り、あらゆる機会を捉えた効果的な啓発をより一層推進していく。

災害時の医療救護体制については、発災直後の超急性期から、更に急性期、亜急性期を経て、平時の医療体制へと切れ目なく移行していく長期にわたる医療提供体制を構築し、「防ぎえる

災害死」を一人でも多く減らすため、引き続き、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動要支援者の対応については、継続的に各地域において研修会や市町意見交換会を開催しており、関係者の意識向上や支援体制の構築が図られた結果、全市町において地域防災計画、避難行動要支援者名簿が作成されたが、全体計画及び個別計画の作成が完了していない市町があることから、引き続き、研修会、市町意見交換会等の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、平成 28 年度に作成した 2 つのモデルも活用しながら、個別に市町職員や自主防災組織を対象とした説明会等へ出向き、説明を行うなど、市町の福祉避難所の設置促進を図るとともに、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の受け入れに関する訓練の実施を市町に対して働きかけていく。

さらに、災害時における避難行動要支援者の円滑な受入れのため、「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を活用し、マニュアル未策定の市町に対する策定支援を行うとともに、策定済みの市町においても、マニュアルの見直し等を継続的に促していく。

自然災害の被災世帯に対しては、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民に対して県独自の制度で支援している。今後も、適切かつ迅速に被災者自立生活再建支援金を交付し、その生活再建の支援を継続していく。

部内の危機管理体制については、発災に備えて、重要な情報収集・共有機能の確保のため、引き続き職員に対する防災情報共有システム「F U J I S A N」の研修を行っていく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

経済産業部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

本県経済の回復の動きを確かなものとし、未来につながる産業構造を構築するためには、本県経済の持続的成長を支える産業人材の確保・育成を図るとともに、次世代産業の創出や成長産業の育成、地域の産業や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている地域企業の経営基盤の強化、農林水産業の競争力の強化による革新と再生などに取り組んでいくことが重要である。また、海外市場を積極的に取り組んでいくほか、エネルギーの地産地消とエネルギー産業の振興による地域経済の活性化を図っていくことが重要である。

このため、平成 30 年度は、経済を持続的に発展させ、県民の豊かな暮らしを実現すべく、静岡県の新ビジョン「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』の人づくり・富づくり」及び「静岡県経済産業ビジョン 2018～2021」を着実に実行した。

【基本目標】産業人材の確保・育成

次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進

中小企業・小規模企業の経営基盤強化

農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）

通商の拡大と海外活力の取り込み

エネルギーの地産地消の推進

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

（１）県内産業の成長を担う人材の確保

- ・ 県内企業の人材確保を支援するため、中小企業等の採用活動を支援するコーディネーターの配置や業界団体等が行う人材確保モデル事業へ助成した。コーディネーターによる支援は929人の採用につながった。雇用情勢の改善が着実に進む中、人材不足が解消されていないことから、今後も引き続き、採用活動のアドバイスやマッチングなどを行い支援していく。また、商工会議所など36団

体に助成し、人材確保に資するモデル的な取組を支援した。このうち、人材確保の効果の高い取組について、他団体に事例を紹介し、横展開していく。

- ・「静岡U・Iターン就職サポートセンター」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置・運営し、社会人のUIターン就職を促進した。「静岡U・Iターン就職サポートセンター」の支援による県内企業就職者数は前年度の30人を上回る55人となった。また、県内企業へ就職が決定したプロフェッショナル人材は前年度の101人を上回る140人となった。引き続き、県外在住者の県内企業への就職を支援していく。
- ・「30歳になったら静岡県!」をキャッチフレーズに、SNS等を活用し、首都圏に在住する30歳前後の若者に県内企業や地域の魅力情報を継続的に発信した。SNS上のフォロワーは、3月末までに1万人を超えており、今後はこうしたフォロワーを中心に、首都圏で本県出身者が気軽に集い、触れ合うイベントなどを企画し、ふるさと静岡の魅力の共有を図り、静岡県へのUターンを推進していく。
- ・本県出身者が多い大学との就職支援協定締結を推進するとともに、高校等卒業生に「ふじのくにパスポート」を配付し、本県の情報を継続的に送り届ける新たな仕組みを構築した。若者に「魅力的な地域や企業」などの最新情報を届けることで、ふるさと静岡との関係性を大切にし、維持してもらい、本県で活躍しようとする意欲のある若者の増加につなげていく。

(2) 高度な知識と技術を持つ人づくり

- ・産業構造の変化を見据え、高度な技術・技能を持った人材を育成するため、令和3年4月の職業能力開発短期大学校の開校に向け、基本設計を実施した。今後は、施設整備を進めるとともに、本短期大学校が日本一の「実学の府」となるよう、教育カリキュラムの整備、産業界との連携等を進めていく。
- ・ものづくり人材育成協定締結企業等の協力により、産業成長分野における最先端技術の訓練を実施したほか、県内全信用金庫との協働による「企業人材育成連携協定」に基づき、技術専門校が行う在職者訓練の周知とニーズの把握を図り、在職者のスキルアップ等を効果的に推進した。在職者訓練の受講者数は、企業現場での人手不足が深刻化していることもあり減少傾向にある。一方、企業等の個別ニーズに応えるオーダーメイド型在職者訓練は好調であるため、信用金庫とも連携を図りながら、引き続きその拡充を図っていく。

(3) 誰もがいきいきと働ける環境づくり

- ・ 女性や高齢者の活躍推進を図るため、働き方改革を推進する社内リーダーの養成やアドバイザーの派遣等により、企業におけるダイバーシティ経営の導入を促進した。平成30年度に実施した職場環境づくりアンケートでは、「仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合」は77.7%で、前年度を1.1ポイント上回った。一方、「労働時間の縮減・年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる企業の割合」は76.9%と、前年度を1.5ポイント下回っており、今後もセミナー開催やアドバイザー派遣等により、誰もが働きやすい職場環境づくりを一層支援していく。
- ・ 障害者雇用を一層促進するため、新たに精神障害者職場環境アドバイザーを設置し、企業に対する働きかけと障害のある人の職場定着を支援した。民間企業の法定雇用率2.2%の達成に向けて、障害者雇用推進コーディネーターや精神障害者雇用推進アドバイザーを民間事業所等に派遣するなど、障害者雇用の促進に取り組んだ結果、平成30年度の新規雇用は581人となり、着実に雇用人数を増加させている。今後も法定雇用率の引き上げが予定されていることから、一層の取組の充実を図っていく。
- ・ 外国人の活躍を促進するため、アドバイザー派遣やロールモデルの情報発信、職業訓練の実施等により、定住外国人の就業・定着を支援したほか、日本語研修や実技・学科研修を実施し、外国人技能実習生の技能検定合格を支援した。定住外国人が日本に長く住み活躍するためには、正社員として就労できるよう企業と外国人双方への支援が必要であることから、正社員として現在活躍している事例の紹介や職業訓練などを通じ、引き続き外国人の活躍を支援していく。定住外国人向け職業訓練は、訓練ニーズを的確に把握するとともに、労働局、J I C E（(-財)日本国際協力センター）や外国人を支援するNPO法人等の関係機関・団体と連携を強化し、積極的な職業訓練の実施を図っていく。また、日本語研修や実技・学科研修受講者のうち、技能検定受検者は全員が合格し、成果が現れている。

（４）郷土を担う子どもたちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくり

- ・ 「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりの普及を図るため、小学校をモデル校に選定し、現場体験を中心としたモデル事業を実施するとともに、教員用のガイドブックを作成した。モデル校において児童300人が仕事の現場を体験したほか、県内全小中学校796校の教員に対しモデルコースを紹介し、子どもたちの職業観や郷土愛の醸成につなげた。引き続き、モデル校での事業や体験提供企業の開拓により、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。

- ・ 学齢期からものづくりへの興味・関心を育むため、小中高校等で「WAZAチャレンジ教室」や「技能マイスター出前講座」を開催し、ものづくりや技能に親しむ機会を提供した。WAZAチャレンジ教室参加者数は、開催実績のない市町への働きかけや民間企業との連携の取組により、前年度を上回る2,851人となった。引き続きこれらの取組を継続し、ものづくり体験の機会の提供に取り組んでいく。

(5) オープンイノベーションの推進による成長産業の育成・振興

- ・ 静岡新産業集積クラスターにおける3つのプロジェクトを展開し、研究成果の事業化・製品化を促進した。ファルマバレープロジェクトでは、中核支援機関である、ふじのくに医療城下町推進機構が地域企業の製品開発を支援したほか、医療機器ビジネスに関する国際会議「2018日米医療機器イノベーションフォーラム静岡」を開催し、地域企業のグローバル展開への機運を醸成した。フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトでは、化成品・加工機械の開発支援を強化し、専門コーディネータの配置や、中国上海市での「静岡県産化粧品展」の開催などを支援した。フォトンバレープロジェクトでは、大学等の知見を活用して地域企業の課題を解決する「産学官金連携課題解決プロジェクト推進事業」を新たに実施し、あらゆる産業分野への光・電子技術の応用を促進した。この結果、順調に静岡新産業集積クラスターの推進が図られているが、今後も、県内経済の活性化を目指して、中核支援機関と連携し施策を展開することで、より一層の企業の参入や事業化の推進に取り組んでいく。
- ・ 成長産業を戦略的に育成するため、次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、環境、光技術関連、CNFなど、成長分野へ進出する中小企業に対して、技術相談から販路開拓まで一貫した支援を行った。また、技術開発、新商品開発を促進するため、県内企業が国立研究開発法人産業技術総合研究所と実施する共同研究について、事業化に向けたさらなる研究開発に対して助成したほか、県内航空機産業の育成を図るため、設備導入に対する助成やブラジル航空技術大学との交流などを実施した。この結果、平成30年度における「新成長分野の経営革新計画新規承認件数」は93件で1年当たりの目標を達成できなかったが、「試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野における製品化件数」は12件で目標を達成した。今後も、新設した助成制度や新たな支援制度を活用して、成長産業への参入や製品化へ向けた取組を推進する。
- ・ EV化・自動運転化などに対応するため、産学官による「静岡県EVシフト・自動運転化等対応研究会」を開催し、対応策を取りまと

めた。また、研究開発・事業化に対する助成や新型リーフの分解研修を実施したほか、試験・評価機器の県工業技術研究所への整備、次世代自動車センターの取組などにより、次世代自動車分野に進出する地域企業を支援した。この結果、次世代自動車センターの会員企業数が300社を超えるなど、企業の次世代自動車への意識が高まっている。今後も、次世代自動車センターを中心に産業界や関係機関と連携し、EV化等に対応する地域企業を支援するほか、自動車産業から新たに成長産業に二次創業を目指す取組を支援していく。

- ・ CNF（セルロースナノファイバー）を活用した製品開発を促進するため、「ふじのくにCNFフォーラム」の会員等を対象に、「ふじのくにCNF総合展示会」や企業向け実習を開催したほか、静岡大学に設置した「ふじのくにCNF寄附講座」において、CNFの研究開発と専門人材の育成に取り組んだ。また、試作品開発に対する助成制度を創設し、企業の製品開発を支援した。この結果、2件の製品が開発された。今後は、産学官連携による研究拠点の形成を図り、製品化へ向けた取組を一層推進する。
- ・ 直面する人口減少・労働力不足等の課題や「第4次産業革命」など経済社会を取り巻く大きな変化に対応する新たな施策を盛り込んだ「産業成長戦略2019」を取りまとめるとともに、優れた技術や製品等を持ち本県経済を牽引する地域企業に対し、アドバイザーによる新たな事業展開支援やWebサイトへの掲載などを実施した。今後も、産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡」を中心に、官民一体となって本県経済の持続的な成長を図っていく。
- ・ 専門家の派遣や「オープンイノベーション静岡」によるフォローアップ等により、事業者の「地域経済牽引事業計画」の早期策定、実施を促進するなど、地域の特性を生かした高い付加価値の創出と経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援し、静岡県域基本計画に基づき21件の地域経済牽引事業計画を承認した。今後も、引き続き、「地域経済牽引事業計画」の作成を支援する専門家チームの派遣等により、民間企業の牽引事業計画の早期策定、実施を促進していく。

（6）国内外からの企業誘致・定着の推進

- ・ 成長産業分野（食品、医薬品、環境関連等）を中心に、新たな企業の誘致と県内企業の定着活動に取り組んだ。また、新規産業立地事業費補助金や地域産業立地事業費補助金により、製造工場や物流施設などを新設・増設する企業を支援した。この結果、平成30年の製造業の立地件数は67件で全国4位、立地面積は全国5位となった。誘致担当課による「企業誘致活動件数」については1,942

件だった。東京事務所を中心に首都圏での取組を継続した。また、県庁に配置した企業立地促進支援員を中心に、県内企業の投資動向把握等に努めた。企業誘致については、産業構造の急速な変化に対応するため、企業立地施策を3つの柱に見直し、積極的に取組を進めていく。1つ目の柱として「地域経済を牽引する企業の集積」を進めていく。県内に加え、首都圏や関西圏を重点地域として位置づけ、マザー工場や拠点化工場の立地を働きかけていく。2つ目の柱として「先端科学技術の産業応用を進める知の拠点の立地」に取り組み、自動運転やスマート農業などの実証フィールドの形成を支援していく。3つ目の柱として「小さくても高い付加価値を生む企業の立地」に取り組み、ICT企業の拠点整備を支援するほか、ベンチャー企業と県内企業のマッチング等を進めていく。

(7) 次世代産業を牽引する研究開発の推進

- ・ マリンバイオテクノロジーを活用した産業の振興と創出を図るため、産学官金の代表者からなる協議会を開催し、「マリンバイオ産業振興ビジョン」を策定した。引き続き、本ビジョンに基づき、中核拠点施設の整備、推進機関の設立・運営、シーズ創出研究などに取り組む。
- ・ 本県産業の成長に貢献するため、大学や民間企業等と連携して新成長戦略研究に取り組み、有識者による客観的評価を踏まえて効率的・効果的に研究を進めた。この結果、平成30年度の新成長戦略研究の成果の新たな実用化件数は、目標値を上回ることができた。引き続き、5研究所が連携した総合研究体制により本県産業の成長に貢献する研究開発を推進するとともに、研究成果の迅速な普及に繋げる。

(8) 中小企業の経営基盤強化

- ・ 産学官が連携してICT人材の確保・育成に向けた課題に対応するため、学識経験者等で構成する「ふじのくにICT人材育成協議会」を設置し、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」を取りまとめた。引き続き、本戦略に基づき、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策を展開していく。
- ・ 中小企業の生産性の向上や経営力の強化、ビジネス機会の創出を目指し、「静岡県IoT活用研究会」を中心に、IoT利活用の実例を紹介するセミナーや展示会等を継続的に実施してきた。この結果、平成30年度の静岡県IoT活用研究会の会員数は累計262社・団体に増加している。引き続き、IoT活用研究会会員のIoT導入を支援す

- る。
- ・ 中小企業の製造現場へのIoT技術や設備の導入を促進するため、工業技術研究所におけるIoT導入支援拠点の整備を推進した。引き続き、実機を活用したセミナーや実習などを行い、中小企業の製造現場へのIoT技術や設備の導入を促進する。
 - ・ 健康寿命延伸、介護サービス、健康経営をテーマにしたヘルスケアサービスのビジネス化を促すため、企業による新たな事業モデルの構築、実証を支援した。この結果、平成30年度のヘルスケア産業のビジネスモデル構築件数は4件となり、計画目標である8件（単年度2件）の水準を上回った。引き続き、地域発の新しいヘルスケアサービスの創出に取り組んでいく。
 - ・ BCPの指導者の養成講座や静岡県BCP研究会を開催し、計画策定の具体的ノウハウを伝達したほか、専門家派遣により、BCPを実際に策定しようとする企業を支援した。この結果、「県内の従業員50人以上の企業におけるBCP策定率」は着実に上昇している。今後は、単独での策定が困難な小規模事業者に対し、業種組合や協力会等を通じた働き掛けと策定支援を進めていく。
 - ・ 中小企業者の経営革新を支援するため、中小企業等経営強化法の制度普及・指導等を行った。この結果、平成30年度の経営革新計画の承認件数は423件で、令和3年度までの計画目標である1,720件（単年度430件）の目標を概ね達成した。また、小規模企業経営力向上支援事業費助成については、482件の工夫・改善による新たな取組を支援した。引き続き、経営革新制度の普及と経営革新支援体制の充実を図り、案件の掘り起こしを行うとともに、小規模企業の経営力向上に向けた取組を促していく。
 - ・ 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、「事業承継ネットワーク」による事業承継診断のほか、早期準備に向けた意識啓発セミナーを実施した。平成30年度は、各支援機関による事業承継診断を6,231件実施するなど、中小企業の円滑な事業承継を推進した。引き続き、事業承継診断を継続して実施していくほか、業種別組合等を活用した相談体制の構築や、支援機関向けスキルアップ研修の拡充など、支援体制を強化していく。
 - ・ 地域の特色を生かした商業エリアづくりを推進する人材育成や、消費者等に向けた情報発信や表彰を実施し個店のレベルアップを行うことで「ふじのくに魅力ある個店」登録制度を推進し、地域商業の活性化を図った。ふじのくに魅力ある個店WEBサイト閲覧回数は、平成29年度にコンテンツを充実させたものの、22,626回と現状値を下回った。このため、「ふじのくに魅力ある個店」登録制度については、引き続き市町、商工団体と協力して、県内事業者への周知に努めるとともに、特設WEBサイトを活用し、個

店の魅力向上と消費者に向けた登録個店の情報発信の強化を図る。

(9) 地域産業を牽引する研究開発の推進

- ・ 中小企業が直面している生産技術や新製品開発などの幅広い課題に対応するため、工業技術研究所に開設している「ものづくり産業支援窓口」が中心となり、大学や産業支援機関等とも連携して、開発段階から事業化段階まで一貫して支援した。その結果、工業技術研究所の技術指導件数や依頼試験件数は着実に増加しており、試験データの信頼性の確保に努めている。また、試験施設の整備や試験検査機器の計画的な整備を着実にやっている。

(10) 農芸品の生産力強化と販路拡大

- ・ 先端農業プロジェクト（AOIプロジェクト）では、AOI-PARCを拠点として農業の飛躍的な生産性向上と農業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進に取り組んだ。この結果、平成30年度は、産学官金連携の場であるAOIフォーラムへの参画会員数が170となったほか、会員の民間事業者と研究機関のオープンイノベーションにより、前倒しで1件の事業化成果（生鮮葉物野菜として全国で初めてとなる機能性表示食品の商品化）が創出された。また、拠点機能の強化を図るため、新たに研究用温室「太陽光利用型高度複合環境制御温室」を整備した。
- ・ 施設園芸拠点による生産拡大を実施するため、新たな生産施設によるイチゴ、トマト、葉菜類等の生産拡大を行った。
- ・ 農業競争力強化を目指す産地や生産条件の不利な中山間地域を対象として、農地の平坦化、区画の拡大、畑地かんがい施設や農道の整備等、農業の生産性を向上させる基盤整備や農業水利施設の計画的な更新整備等を推進した。これらの整備により、平成30年度までに高収益・低コスト化を可能とする2,863haの農地基盤整備と、13施設の基幹農業水利施設の更新整備が進んだ。引き続き、計画的に事業を推進し、農家の所得向上及び用水の安定供給の確保に取り組んでいく。
- ・ 需要に応じた茶生産への転換を図る茶産地構造改革を推進するため、主要な茶産地の高い事業効果が期待される区域を対象に、茶園の区画整理の事業化を戦略的に推進した。この取組により、令和元年度より3地区24.7haで新たな県営基盤整備事業に着手した。引き続き、基盤整備を効率的かつスピード感を持って進め、本県茶業の競争力強化を図る。
- ・ 林業の成長産業化のため、スギ・ヒノキ人工林の林齢構成の平準化と木材の生産性向上を図るため、エリートツリー、コンテナ苗等の新技術を活用した「低コスト主伐・再造林」の確立に取り組

んだ。平成30年度は、県下に7箇所14haの実証林を設定し、生産コスト等の分析・検証を行った。今後は、新たに実証林を設置し、施工方法の更なる改善を図るとともに、検証成果を広く普及し、林業経営体や森林所有者の主伐意欲を喚起していく。

- ・ 県産材製品の需要拡大を図るため、住宅助成、首都圏等への品質と供給力のPR、非住宅分野における利用拡大に向けた表彰や講座の開催などに取り組んだ。「公共部門の県産材利用量」は目標を達成しているが、課題となっている市町や民間の非住宅分野における利用拡大を図るとともに、県産材製品の販路開拓、供給体制強化に向けた戦略を策定し、集中的に施策を展開していく。
- ・ 県内木材加工施設に県産材丸太を安定的に供給するため、間伐等の森林整備及び路網整備を実施した。この結果、平成30年の丸太生産量は、台風24号の影響により平成29年に比べ微減となったものの45万m³/年となり、利用間伐の定着による安定生産が図られた。今後は、引き続き、森林整備や路網整備の支援を行うとともに、50万m³/年の達成に向けて、利用間伐に加え、より生産性の高い主伐を促進していく。
- ・ 山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、溪流工事や山腹工事等の保安施設事業等を実施した。また、治山パトロールにより、保安施設の点検を実施した。この結果、山地災害危険地区の整備地区数は前年度から3地区増加し、4,080地区となった。今後も、効率的・効果的な事業の執行に努めるとともに、治山パトロール等の機会を活用し県民の防災意識の醸成と災害の未然防止を図っていく。
- ・ 水産業では、県内外から訪れる多数の観光客を取り込んで水産業の活性化を図るため、新鮮で付加価値の高い県産水産物を供給する地場流通体制づくりに取り組んだ結果、平成30年度は「水産物の新たな流通体制構築・高付加価値化取組」の件数が7件となり、目標5件（毎年度）を達成した。引き続き、6次産業化やブランド化といった生産・加工段階での支援の取組を、流通・消費段階にまで広げ、各段階での適切な支援を行うことにより、生産・流通・消費の好循環を生み出し、水産業の競争力強化を推進する。
- ・ 水産資源に関しては、平成30年度に深刻な不漁となったサクラエビについて、資源管理の高度化に向け、資源量調査の精緻化を進めるとともに、漁業者・加工業者・専門家が情報を共有し、関係者が合意の上で操業について適切に判断できる体制づくりを支援した。今後も県内水産資源の適切な管理に向けた取組を継続・強化していくとともに、漁業取締船などによる取締りの強化、漁業者の意識向上、遊漁者への採捕ルールの周知等を着実に実施していく。

- ・国内外における県産品の販売力を強化するため、マーケットインの発想に基づき、「ふじのくにマーケティング戦略2019」を取りまとめた。また、首都圏等のニーズに対応した県産品の供給力拡大を図るため、農芸品の生産を拡大させる鉄骨ハウス等への助成、大型スーパーでの「富士山しずおかマルシェ」の開催、マーケット情報の発信と収集の拠点となる「ふじのくにショールーム」の整備に向けた実施体制の検討や物件調査を進めた。これにより、マルシェでの県産品販売額は2,705万円となり、着実に販売額が増加している。引き続き関係団体と連携し、首都圏に対してニーズの高い県産品を継続的・安定的に供給する仕組みの構築を図っていく。
- ・6次産業化の取組を支援するため、6次産業化サポートセンターの相談窓口を通じ、個別相談への対応や専門家の派遣による助言指導を行った。また、開発した商品を「買っていただく」ための研修会の開催や、展示商談会への出展機会を提供した。この結果、6次産業化の新規取組件数は167件と増加した。引き続き、サポートセンターの運営や展示商談会の開催・出展支援を通じて、商品開発や販路拡大等を支援する。

(11) 担い手の確保・育成

- ・次代を担う農業経営体の育成を推進するため、自立就農支援では、就農希望者18人の研修を受け入れ、農業技術や経営ノウハウの習得研修を実施した。今後は研修受入地域の拡大に取り組んでいく。また、女性農業者のネットワーク化を図るため「ふじのくに農業女子ゆめ未来ネットワーク」を設立した。今後は交流会やプロジェクト活動の支援、情報発信に取り組んでいく。さらに、農林大学の農林業人材養成機能の充実に向けて専門職大学への移行を推進し、平成30年10月に文部科学省へ設置認可申請書を提出した。引き続き、令和2年4月の開学を目指し準備を進めていく。
- ・農業経営の法人化や経営発展を促進するため、専門家の派遣や農業経営相談所の運営等による支援体制を構築した。
- ・森林技術者の確保のため、林業への新規就業の促進と、森林の管理や木材生産などの専門的な知識及び技術を有する人材の育成に取り組んだ。この結果、森林技術者は、前年の534人から544人に増加した。今後、創設された森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれることから、さらに、新規就業を促進するとともに、高い労働生産性を実現する人材の育成に取り組んでいく。

(12) 農山漁村の再生

- ・「静岡わさび」では、ホームページを活用した情報発信に取り組む

- とともに、わさび田保全の理解促進のため、農業高校生等を対象に生物多様性研修会を開催した。
- ・ 災害復旧の迅速化等を図るため、市町等が実施する地籍調査を支援し、平成30年度までに、津波浸水区域内の実施率は82%となった。今後は、地籍調査が実施されていない津波浸水区域において、防災・減災の観点から重要度の高い道路や河川等を対象に、県単独事業により官民境界を先行して明確化するとともに、公共工事の測量成果の活用等により、総合的に地籍調査を推進していく。
 - ・ 大規模地震時における農業用施設の被災を防止し、周辺の人家等の安全・安心を確保するため、基幹農業水利施設や農業用ため池の耐震対策を推進した。平成30年度までに、農業用ため池等の耐震調査を先行的に実施し、247箇所の農業用施設について、耐震性の確認や耐震工事を実施した。今後は、進捗管理を徹底するとともに、市町や関係機関と情報を共有し、ハード・ソフト両面から、より実効性の高い施策を推進していく。
 - ・ 農山漁村地域の住民等が取り組む地域資源の保全活動等によって、美しい景観を有する農山漁村地域の継承と地域経済の活性化を目指す「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」を推進した。これらの取組により、「ふじのくに美しく品格のある邑」に新たな7邑が登録されるとともに、多面的機能支払制度の県内29市町における235組織の活動も15,202haまで拡大した。今後は、地域による協働活動を積極的に支援するとともに、農山村経済の活性化につながるよう、企業やNPO等の多様な主体が関わる機会を創出し、活動の拡大や質的向上を促進していく。
 - ・ 公益性が高いにもかかわらず、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備すべき荒廃森林を対象に、森林（もり）づくり県民税を財源として「森の力」の回復を図るための森林整備に取り組んだ。この結果、平成18年度からの整備面積の累計は15,488haとなり、荒廃森林の「森の力」は順調に回復している。今後は、第2期10年間（H28～R7）の全体計画の達成に向けて、年度計画を着実に実施していく。
 - ・ 中東遠地域において、平時には県民に親しまれる憩いの場となり、有事には津波に対する多重防御の一翼を担う“ふじのくに森の防潮堤づくり”を実施した。この結果、平成30年度までの整備延長は約6.2kmに達した。今後も各市が行う嵩上げが進む見込みのため、県が行う防災林の再整備を遅滞なく推進していく。なお、枯損していない防災林の整備方法について、一定要件を満たせば、治山事業により防災林の機能強化を図ることができるよう国と合意したことから、枯損していない区間を含めた全体計画を作成する。

- ・水産業では、地場水産物の認知度向上を目的に漁協直営食堂について、ポケットマップの作成、スタンプラリーの実施、専門家派遣等の必要な支援を実施し、浜への回遊の拡大を図った。

(13) 都づくり

- ・県産品を積極的に活用し、本県の農林水産業の振興に貢献する「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰や、「ふじのくに食と花の都の祭典」の開催を通じ、「食の都しずおか」の魅力を発信した。また、県内外に誇りうる価値や特長を有する農林水産物を「しずおか食セレクション」として認定したほか、県産農林水産物の魅力を生かした新しい加工品を「ふじのくに新商品セレクション」として表彰し、ふじのくにブランドづくりを推進した。さらに、本県を訪れるムスリム等の多様な食文化に対応した「食」の提供を促進した。「しずおか食セレクション」認定商品は累計で165商品、「ふじのくに新商品セレクション」の表彰数は128商品となり、ブランド化によるさらなる販路拡大に努めていく。
- ・「茶の都」づくりを推進するため、国内外で静岡茶の魅力を発信するとともに、国内の消費者ニーズに合ったお茶の生産拡大と販路開拓支援、海外のニーズにマッチした抹茶等の販路拡大などを支援した。
- ・「花の都」づくりを推進するため、県産花きの販路拡大を目的として、全国の花き市場や量販店、小売店等を対象に商談会を実施した。また、消費拡大を図るため、企業には「お花自慢の職場宣言事業所」への登録を促進したほか、若者向けにはフラワーデザインコンテストを実施し、関心を喚起した。

(14) 県産品の輸出拡大

- ・県産品の輸出拡大を図るため、県産品を幅広く輸出する民間事業者の取組の支援や県産品の輸出機能を担うプラットフォームの形成に取り組むとともに、海外食品バイヤーの招聘や海外バイヤーと事業者との商談機会を提供した。商談会等を通じた新規成約数は100件となり、目標の90件を上回る結果となった。引き続き、県産品の輸出に取り組む事業者の支援を行う。
- ・県産品の輸出拡大を図るため、県内農業経営体のGAPに対する意識向上と国際水準GAP認証の取得を支援した。

(15) 県内企業の海外展開支援

- ・海外展開を図る県内企業に対して、海外展開支援事業（海外派遣人材育成事業、海外展開コンサルティング事業、海外ビジネス支援事業）を通じ、国内及び現地での支援を実施した。各種支援制

度について海外展開に取り組む企業の着実な利用につながっており、海外展開に向けた検討から具体的な実施に至るまで、各段階に応じた支援を引き続き行っていく。

(16) 海外経済ミッション等の受入れ等による海外活力の取り込み

- ・ 海外との経済交流拡大に向け、モンゴル等にミッションを派遣したほか、浙江省やタイなどからの海外経済ミッション受入れを実施した。ミッション派遣や受入れをきっかけとした企業間交流が行われており、引き続き、(公社)静岡県国際経済振興会、ジェトロなど関係各機関と連携し、企業の海外展開を支援していく。

(17) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進するため、市町や民間事業者が行う小水力及びバイオマス、温泉エネルギーの利活用等を支援した。この結果、地産エネルギー等の導入量増加を牽引した。今後も、地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進する取組を進め、その目標を着実に達成するための取組が必要である。
- ・ ふじのくにFCV普及促進協議会を開催し、FCV及び水素ステーションの最新動向を共有するとともに、次世代エネルギーとして期待される水素を活用した燃料電池自動車の普及促進を図った。また、県内の水素ステーションを活用して親子見学会を行い、水素エネルギーの普及啓発を図った。この結果、令和元年度は水素ステーションの新規整備(1箇所)が進められており、FCVの普及も継続していく。

(18) 省エネルギー社会の形成

- ・ エネルギーに関する情報を収集、整理し、県民に情報を発信した。引き続き、新エネルギー導入促進に向けて、情報発信を行う。
- ・ 電気自動車用充電器の維持管理や位置情報の広報により次世代自動車の普及を図った。また、一般開放される電気自動車充電器数は、国等の支援により民間施設を中心に普及が進んだ。

(19) エネルギー産業の振興

- ・ 県内市場をターゲットとした安価で小型なバイオマスプラントの事業化と普及に向けて支援した。バイオマスプラント導入に向けて、引き続き支援を行っていく。
- ・ 創エネ・蓄エネの技術開発を促進し、次世代産業の創出を図るため、産学官金の協議会を設立するとともにセミナーや講演会、ピ

ジネスマッチング交流会を開催し、企業の技術開発への取組を支援した。この結果、「創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」のワーキンググループ活動を通じて具体的な技術開発が進んでおり、今後、事業化に向けて、国の補助金などを活用し実証事業を進めていく必要がある。

- IoT技術を活用し、太陽光や風力といった再生可能エネルギーなどの発電量と家庭や事業所が利用する電力量などのデータを集約し、蓄電池の遠隔操作等により、地域内の電力の需要と供給を効率的に調整するシステム（地産地消型バーチャルパワープラント）の意義や展望、活用ビジネスに関するセミナー等を行い、関連産業への参入促進を図った。また、県内企業が参加し、県内を実証場所とするバーチャルパワープラント実証事業について協議会で報告した。引き続き、実証事業の最新動向の情報交換や実証事業の課題検討により、地産地消型バーチャルパワープラントの構築に向け支援していく必要がある。

平成 30 年度主要施策成果説明書

交通基盤部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、①安全・安心、②活力・交流、③環境・景観の3分野について重点的に取り組んだ。また、全分野に共通する目標である④富を支える地域産業の振興に取り組んだ。

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり
- (2) <活力・交流> 活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり
- (3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり
- (4) <分野共通> 富を支える地域産業の振興

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり

【地震・津波災害対策】

- ・復興支援活動等で得られた教訓や知見を活かして策定した「交通基盤部事前復興行動計画」に基づき、35個の検討項目の具体化を進め、危機管理体制の強化を図った。

計画期間の最終年度となる令和元年度において、全項目の取組完了を確実に推進し、各項目の具体的な成果を取りまとめる。

- ・「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、大規模地震時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震対策や無電柱化など、防災・震災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

今後も引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・震災対策を着実に推進していく。

- ・津波対策については、住民の避難、各地の産業、環境、景観等に配慮し、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を県下全域で展開している。

河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を軽減するため、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と合わせて総合的に推進した。

「静岡モデル防潮堤」の代表箇所である浜松市沿岸域の防潮堤の整備については、浜名湖今切口から天竜川までの 17.5 k m 区間において寄附金等による整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50 の地区で地区協議会を開催し、24 地区において津波対策の方針が取りまとまった。その他地区においても地域住民等との合意形成を加速し、津波対策の方針を取りまとめていく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も引き続き、施設の耐震化により防災・震災対策を着実に推進していく。

【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減の観点から、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫に備えるため、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・普及を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・がけ崩れなどの土砂災害を防止するため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の施設整備等を推進した。

また、土砂災害による人的被害を軽減するため、住民への危険箇所の周知や市町の警戒避難体制の整備が図られるよう土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、早めの避難を促すよう気象台と連携した「土砂災害警戒情報」の提供、警戒避難体制の実効性の向上を図る

ため住民の実働避難に主眼をおいた避難訓練の促進などを行った。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

【交通事故防止対策】

- ・交通事故を削減し、安全で快適な歩行空間を創出するため、交差点の改良や歩道の整備を推進するとともに、歩行空間の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化に取り組んだ。

今後も引き続き、安全な道路環境を確保するため、県民に身近な道路整備を着実に推進していく。

【社会インフラの維持管理】

- ・平成 25 年 3 月に策定した「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、限られた予算の中で、維持管理コストの低減を図り、最適な維持管理・更新を行うため、平成 30 年度までに、工種毎の「中長期管理計画」の策定を完了した。この計画に基づき、施設の点検や補修などを実施し、長寿命化の取組を推進した。

- ・道路施設については、「社会資本長寿命化行動方針」等に基づき、橋梁、舗装、トンネルについて、平成 29 年度から、効果的な維持管理を目指した予防保全管理に移行し、長寿命化を推進している。
また、平成 30 年度には、横断歩道橋等の大型構造物についても中長期管理計画を策定した。

- ・河川施設については、平成 30 年度までに 51 水系 274 河川において、河川の特성에応じた「河川維持管理計画」を策定し、適切な維持管理を推進した。

水門・陸閘等の河川・海岸の管理施設については、効果的・経済的な維持管理及び長寿命化対策に取り組むため、平成 26 年度までに電動化された 58 施設において「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図った。

また、ダムについては、県が管理する 3 つのダムすべてにおいて、効果的・経済的な維持管理及び長寿命化対策を推進するため、平成 27 年度までに「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図った。

- ・土砂災害防止施設については、適切な維持管理及び長寿命化対策を推進するため、平成 30 年度までに「中長期管理計画」を策定し、適切な運用を図った。

- ・港湾施設については、平成30年度までに、127水域施設、364外郭施設、260係留施設、210臨港交通施設等の「維持管理計画」を作成し、工種ごとのマネジメント（事業優先度、予算平準化等）を行うための「中長期管理計画」を策定した。
また、漁港施設では、安定的な水産物の供給体制を維持するため、「機能保全計画」に基づき、計画的かつ適切に維持管理を行った。

今後も引き続き、関係各課で情報共有を図りながら、策定した中長期管理計画に基づき、点検や補修など適正な予防保全管理による長寿命化の取組を推進していく。

（２）＜活力・交流＞活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり

【道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、東西交通の軸である新東名高速道路の御殿場ジャンクション以東に加え、南北交通の軸となる中部横断自動車道、三遠南信自動車道及び伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

今後も引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場（伊豆市）への選手、大会関係者及び観客等の安全かつ快適な移動を確保するため、アクセス道路の整備を推進した。

今後も引き続き、確実な事業完了に向け、工程管理を徹底し、整備を推進していく。

【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・バス交通の維持・確保や地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道

の経営計画の推進を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。特に、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転の導入に向けた実証実験を推進する。

- ・生活排水処理では、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、引き続き、市町や住民と連携を図り、より経済的で効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・県営都市公園では、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。

今後も引き続き、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

- ・魅力ある地域づくりを行っていくために、道路、河川、砂防、港湾、公園などの分野において、公共施設の計画づくりから美化・保全活動に至るまで、幅広く地域住民・NPO・企業・学生など多様な主体の参加を得て、協働による公共事業を推進した。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県産業を支える国際物流機能の強化を図るため、国際拠点港湾である清水港において、交通ネットワークと連携した国際海上コンテナターミナル等の整備を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者から求められる港湾機能の拡充について推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航ROR船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

交流人口の拡大の観点からは、各港の客船誘致組織と連携しファミトリップや船社訪問を行うなど、国内外のクルーズ船社等に対する誘致活動を行った。また、清水港の国際クルーズ拠点形成に向けて、連携するクルーズ船社ゲンティン香港と、C I Q（税関、入国管理、検疫）機能を備えた旅客施設の整備に向けた調整を行うとともに国土交通省の国際クルーズ旅客受入機能高度化事業を活用し、既存上屋の撤去など周辺環境整備を行った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県R O R O船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを展開していく。また、クルーズ船に関しても、引き続き県内誘致組織を束ねる全県的な連絡協議会を活用して、誘致活動の情報共有を図るとともに、官民連携による清水港国際クルーズ拠点形成を着実に推進していく。

【ラグビーワールドカップ 2019 の推進】

- ・ラグビーワールドカップの試合会場となる小笠山総合運動公園エコパスタジアムでは、大会開催に必要な改修を計画的に進め、競技用の照明設備改修やトイレの洋式化工事を行った。

【スポーツに親しむ環境づくり】

- ・愛鷹広域公園野球場では、高齢者や身体障害者の利便性向上のため、グラウンドに下りるエレベーターの新設及び本部玄関や通路等の段差解消を行い、バリアフリー化を推進した。

今後も引き続き、生涯スポーツの促進や障害者スポーツの振興も視野に入れ、県営都市公園の管理運営、施設改修を進めていく。

【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅実現に向け、新駅設置による隣接地の道路や水路、家屋などに及ぼす影響を調査し、課題の把握・整理を行った。

今後も引き続き、新駅設置による空港へのアクセス向上の効果及び周辺地域にもたらす効果を具体的に示すとともに、中央新幹線開通後の列車運行のあり方についても県独自の検討を行い、新駅が持つ様々な可能性を県民やJ R 東海に訴えていく。

【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・漁業における生産流通の効率化、漁港施設の長寿命化対策など水産物供給体制の強化を図るとともに、水産物の供給以外でも、集落環境の向上など多面にわたる機能が発揮されるよう、集落排水施設の更新や防災空間の整備を推進した。

今後も、関係機関等と連携し、水産物の供給体制の強化に取り組むとともに、漁港や漁村が有する魅力や機能が発揮できるよう、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(3) <環境・景観>自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり

【地球環境の保全の推進】

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻やアスファルト殻などの再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

- ・自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素の排出を抑制するため、バイパス整備や交差点改良といった道路における渋滞対策を推進した。

今後も、関係機関等と連携し、効果的な交通渋滞対策を推進していく。

- ・持続可能なエネルギー体系を構築し、施設の維持管理費を軽減するため、小水力発電の普及を推進した。平成30年度は、太田川ダムにおいて、非常時の電源確保によるダム管理機能の強化を図るため、小水力発電設備の整備を推進した。

今後も、エネルギーの地産地消を推進するため、太田川ダムを活用した小水力発電施設の整備を進める。

【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】

- ・河川整備については、全ての河川を対象として、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、平成 27 年 3 月に策定・公表した「～みんなで作る佐鳴湖～佐鳴湖水環境向上行動計画」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組みの定着を図るとともに、令和 2 年度からの次期行動計画では持続可能な取組体制を確立し、次世代を担う人材育成に取り組んでいく。

- ・平成 25 年 6 月に富士山が世界文化遺産に登録された過程で、三保松原からの富士山の展望において、消波堤が景観上望ましくないとされたことから、防護と景観の両立に向けた取組を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・平成 28 年度に策定した「ふじのくに景観形成計画」を着実に実行するため、景観研修会や市町へのアドバイザー派遣を行い市町の景観行政を支援した。また、良好な広域景観を形成するため、伊豆半島において集中的に進めている屋外広告物対策の取組を自転車競技ロードレースコース沿線や県内全市町に拡大するとともに、大井川流域・牧之原大茶園においては、行動計画を策定した。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

(4) <分野共通> 富を支える地域産業の振興

【担い手確保・育成と生産性の向上】

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、産学官が連携したコンソーシアムにおいて建設産業への理解促進を図った。

今後も引き続き、コンソーシアムにおいて取組の成果を検証しながら、建設産業の担い手確保・育成対策を推進していく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

出納局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示の発生は 284 所属中 29 所属で 10.2%であった。この割合は前年度の 16.7%と比べ 6.5 ポイント、過去 5 年間のピーク時、平成 25 年度の 29.5%から 19.3 ポイント改善した。

不適正な事務処理の発生原因として、組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実を図る必要があるほか、地方自治法の改正に基づき、令和 2 年度から財務に関する事務を主な対象とした内部統制制度が施行されるため、全庁を挙げて的確に対応していくことが求められる。

今後は、これらの課題を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実を図るほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

(2) 安定した財務会計環境の整備

確実な公金の収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等の ICT 技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ICT 技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

(3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率

的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、近年の長期金利の下降傾向における債券利回りの低下などにより、対前年度比 88.7%と落ち込む結果となった。

運用益確保の取組として、大半の金融機関が預託引合を辞退する状況の中、預託先の開拓を進めたほか、預託方法についても、多様な預託期間を設定し、歳計現金と基金の預託を同日施行するなど、金融機関の資金需要に合った取組を進め、可能な限り運用益の確保に努めた。

マイナス金利政策により、依然として、厳しい資金運用環境が見込まれる中、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、購入債券の長期化を検討するなど、後年度の運用益の確保に努めていく。

(4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

生産性の高い業務運営への取組として、総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った結果、文書指示の発生は 283 所属中 15 所属で 5.3%であった。この割合は前年度からほぼ半減しており、近年、改善傾向にある。今後も、検査における指導や研修等を通じて、物品事務の知識や法令遵守意識の周知徹底を行い、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。29年度を初年度とした公用車運用適正化5か年計画に基づき、より一層効率的な公用車の管理を推進していく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

議会事務局

主要施策説明

1 主要施策の実施状況及び評価と課題

議会運営費	473,892,430 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	13,862,489 円

(1) 「定例会等の開催」

ア 定例会・臨時会の開催

定例会は6月、9月、12月及び2月の年4回、臨時会は5月18日に開催した。

合わせて88日間の会期をもって、249件の議案等の審議を行い、そのうち請願4件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、承認又は認定した。

イ 常任委員会

次のとおり7委員会において、付託された議案等の審査及び所管事務の調査を行った。

○常任委員会開催日数 (単位：日)

区 分	5 月 臨時会	6 月 定例会	9 月 定例会	12 月 定例会	2 月 定例会	計	平成 29 年度
総 務	1	2	2	2	2	9	6
危 機 管 理 くらし環境	0	2	3	2	2	9	9
文 化 観 光	0	1	2	1	2	6	10
厚 生	0	2	2	1	2	7	7
産 業	0	2	2	1	2	7	10
建 設	0	1	1	1	1	4	8
文 教 警 察	0	2	2	2	2	8	10
計	1	12	14	10	13	50	60

ウ 議会運営委員会

委員11人(自民改革会議：6、ふじのくに県民クラブ：4、公明党静岡県議団：1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○議会運営委員会開催状況 (単位：日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平成 29年度
日数	1	3	6	2	0	7	2	1	8	0	9	2	41	41

エ 特別委員会

観光地域づくり、多様な働き方推進及び決算特別委員会を設置した。

- ・観光地域づくり、多様な働き方推進特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、平成31年2月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。平成30年12月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

○特別委員会開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
観光地域づくり	11人	平成30.5.18～平成31.2.22	9日
多様な働き方推進	10人	平成30.5.18～平成31.2.22	8日
決算	65人	平成30.9.28～平成30.12.3	4日

(2) 「行政・政策調査等の実施」

ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員が活用しやすいように編集し、提供した。

○主な自主調査・刊行物の内容

区分	発行回数	調査・編集内容	発行部数	配布先
議会資料「視点」	年4回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	107部/回	議員等
情報スクラップ	毎月1回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	121部/回	議員等
新聞社説一覧	毎月1回	新聞（7紙）の社説一覧	77部/回	議員等
各種刊行物索引一覧	毎月1回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	12部/回	各会派等

イ 受託調査の実施

議員から依頼される受託調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。

平成30年度の議員からの受託調査件数は221件で、他の都道府県等からの調査依頼件数は93件であった。

ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い、会派内における条例原案作成を支援した。

その後、平成30年6月定例会において、議員提案政策条例の制定に向けた「協議及び調整の場」として「自転車の安全適正利用促進条例案検討委員会」、「水産振興条例案検討委員会」、「おまつり振興を通じての地域コミュニティ活性化条例案検討委員会」の3委員会が設置され、平成30年7月から、委員会内の協議、調整、関係団体等からの意見聴取等を行い、平成31年2月定例会において、「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「静岡県水産

振興条例」の2件の条例が制定された。なお、おまつり振興を通じての地域コミュニティ活性化条例案検討委員会は、制定に向け議論が行われたが意見の一致に至らず、2月定例会での議案提出は困難と判断され協議を終了した。

また、「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、条例案検討委員会を設置せずに会派間の協議・調整を経て、2月定例会で制定された。

条例案検討委員会の開催状況は次のとおりであり、検討委員会内の議論が円滑に進むよう、情報の収集や委員会資料作成のほか関係団体、執行機関及び法務文書課との調整、県民意見の聴取手続きなどの支援を行った。

○条例案検討委員会開催状況

検討委員会名	開催回数	開催日
自転車の安全適正利用促進条例案検討委員会	7回	平成30年 7月10日、8月22日、9月20日、 10月9日、11月6日、12月6日 平成31年 1月23日
水産振興条例案検討委員会	6回	平成30年 7月10日、8月27日、9月19日、 10月25日、12月6日 平成31年 1月18日
おまつり振興を通じての地域コミュニティ活性化条例案検討委員会	5回	平成30年 8月3日、9月6日、11月30日、 12月20日 平成31年 1月29日

エ 議員研修会の開催

幅広い視点に立った議員活動の一助とするため、全議員を対象に議員研修会を開催した。

○実施状況

開催日	演題	講師
平成30年6月21日	観光立国と地方創生	公益社団法人日本観光振興協会 理事長 久保 成人
平成30年6月28日 (臨時開催)	手話とはなにか 手話入門(挨拶、自己紹介)	公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 事務局長 小倉 健太郎
平成30年12月3日	心をつかむ人材育成	NHKサッカー解説者 山本 昌邦

オ 海外事情調査団の派遣

県議会が政策研究のため海外諸事情調査を実施した。

調査テーマ	派遣場所	派遣人数	派遣時期
産業・環境政策等	デンマーク、ロシア	5人	H30. 7. 21～H30. 7. 28 (8日間)

カ 浙江省友好交流・中国事情調査団の派遣

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。

平成30年度は本県からの派遣を実施した。

派遣場所	派遣人数	派遣時期
杭州市、寧波市、香港、 深圳市、マカオ	6人	H30. 6. 3～H30. 6. 9 (7日間)

キ 図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」（新着図書情報）や「早わかり！雑誌インデックス」（雑誌の県行政関連等主要記事の見出しリスト）を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数 (平成31年3月31日現在)

蔵書数合計	分類別冊数
34,556冊	社会科学 17,156冊 (49.6%)
	総記 7,035冊 (20.4%)
	歴史 2,969冊 (8.6%)
	上記以外 7,396冊 (21.4%)

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

区分 年度	貸出者数(単位:人)				貸出冊数(単位:冊)			
	議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
平成30年度	190	332	1,381	1,903	350	514	2,735	3,599
構成比(%)	10.0	17.4	72.6	100.0	9.7	14.3	76.0	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広く県民に周知した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会（委員長：議長）を開催し、広報実施計画、県議会高校出前講座や大学生との意見交換会の実施、ふれあい親子県議会教室の開催、写真コンクール入選作品選考などについて協議した。

イ 県議会だよりの発行、インターネット等による広報

(ア) 県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県議会だよりとして発行し、県民に周知した。12月定例会号からは高校生全員に配布し、併せて、高校出前講座の実施状況や県議会の仕組み等を掲載した県議会だより高校生特別号を配布した。また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集した「県議会だより写真コンクール」を行った。

加えて、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版（カセットテープ）」「音声版（一般CD）」「音声版（デイジー版CD）」を発行した。

なお、県議会だよりの紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

区分		発行・作成数	発行時期	配布方法
県議会だより		108～119 万部	各定例会終了後、 おおむね 30 日以内 (年 4 回)	県内各世帯へ新聞折り込み (一部地域ポスティング) 県出先機関、市町等へ郵送
点字版		388 部		個人、施設、県出先機関、 市町等へ郵送
音声版	カセット	38 本		
	CD	83 枚		
		デジ版CD	72 枚	

(イ) インターネットによる広報

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、32 項目のコンテンツを掲載し、内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	名 称	備 考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会の日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより（県議会ホットライン）	
	声の県議会だより	県議会だよりの音声版
4	本会議インターネット中継 （生中継&録画放送）	
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入（常任・特別）
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	高校出前講座や大学生との意見交換会等のダイ ジェスト映像

ウ 若者向け広報

(ア) 県内大学生向けの情報誌による情報発信

県議会の活動を若者に伝えるため、県内大学生の 8 割が認知している若者向けの情報誌「静岡時代」（季刊 1 万部：フリーペーパー）へ県議会に関する記事を掲載した。

(イ) フェイスブックによる情報発信

若者向けの情報誌「静岡時代」編集部（編集部も県内大学生）と県広聴広報課が協働で運営しているフェイスブック「静岡未来」に、1 年を通じた県議会の特集を組み、若者への重点的な情報発信を行った。

(ウ) 県議会高校出前講座の実施

18歳選挙権への移行を踏まえ、若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、生徒のグループに議員が加わり意見交換等を行う高校出前講座を実施した。

日 程	参加者	内 容
9月14日(金) 15:40~17:10	県立榛原高等学校 3年生 4人、2年生 24人 県議会議員 4人	意見交換:テーマ「牧之原市及びその周辺地域の活性化について」
9月26日(水) 14:30~17:00	常葉大学附属橘高等学校 1~3年生 13人 県議会議員 3人	意見交換:テーマ「静岡県をどのような県にしていきたいか」
11月13日(火) 10:30~11:20	県立焼津水産高等学校 専攻科2年生 13人 県議会議員 2人	意見交換:テーマ「船員確保や、水産業を行っている地域の活性化・発展のために自分たちができることは何か」
11月15日(木) 13:25~14:15、 14:25~15:15	県立伊東商業高等学校 3年生 128人 県議会議員 6人	意見交換:テーマ「伊豆の少子化と新構想高校のあり方」、「伊豆(伊東)の町おこしの方策」
11月16日(金) 14:20~15:10	県立浜松湖南高等学校 1年生 38人 県議会議員 6人	意見交換:テーマ「静岡県をどのような県にしていきたいか」
11月19日(月) 15:20~16:10	県立葦山高等学校 1年生 238人 県議会議員 2人	議員による県議会紹介と質疑応答
11月27日(火) 16:40~17:30	清水国際高等学校 1~3年生 23人 県議会議員 3人	意見交換:テーマ「静岡県をどのような県にしていきたいか」

(エ) 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見や感性を議会活動に活かすため、地元大学と連携をして、学生との意見交換会とインターンシップの受け入れを行った。

○大学生との意見交換会

日 程	参加者	内 容
12月6日(木)	静岡県立大学 7人 県議会議員 2人	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会の仕組み等説明 ・本会議傍聴 ・意見交換(テーマ:静岡県の活性化と若者の地域定着促進に必要なこと等)
12月11日(火)	静岡大学 8人(人文社会科学部法学科4年生) 県議会議員 2人	
	常葉大学 6人(法学部法律学科4年生) 県議会議員 2人	
12月12日(水)	静岡文化芸術大学 10人(文化政策学科3・4年生) 県議会議員 2人	

○インターンシップ受入

日 程	受入人数	内 容
2月22日(金)	13人	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会の仕組み、議会事務局の業務の説明 ・本会議傍聴 ・庁内見学 ・事務局職員との懇談
2月25日(月)	12人	

(オ) 若者向け広報動画の配信

若者向け広報事業の取組について情報発信するため、県議会高校出前講座、大学生との意見交換会、ふれあい親子県議会教室の実施状況をダイジェストにして配信した。

エ ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年（4年～6年）の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議場探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をPRした。

<平成30年8月1日（水）>

参加者数：親子45組86人、出席議員：14人（議長、副議長含む。）

オ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやインターネット、ラジオ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けの各種案内冊子を作成した。

○傍聴者向け案内冊子

刊行物名	内 容	発行回数	部 数	配 布 先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年2回	5,000部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	年1回	3,000部	見学、傍聴の小学生

○傍聴者数

(単位：人)

区 分	本 会 議		常 任 委 員 会				特 別 委 員 会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年 度	29	30	29	30	29	30	29	30	29	30
5月臨時会	5	9	/	3	/	3	0	0	0	0
6月定例会	601	654	1	6	119	127	0	/	0	/
9月定例会	570	565	1	3	67	101	0	0	4	0
12月定例会	632	946	2	1	97	97	/	/	/	/
2月定例会	1,042	927	8	2	213	137	/	/	/	/
閉会中	/	/	/	/	/	/	0	0	134	65
合 計	2,850	3,101	12	15	496	465	0	0	138	65

(4) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

○議員選挙区等調査特別委員会（委員11人）

一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行うため、議長の諮問を受け平成27年度に設置され、平成29年度までに全9回開催し議員総定数及び配当定数を変更する調査報告書を取りまとめ議長に答申した。その結果、平成30年7月24日に定数1減の改正条例が公布され、平成31年実施の一般選挙から施行された。また平成31年3月に会議規則等を改正し、「議員選挙区等調査検討委員会」に名称変更した。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各会派に対し、所属議員1人当たり450千円を毎月交付しており、用途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、平成8年1月1日から施行された「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議員から提出される資産等報告書などについて、県民等への閲覧に供した。

平成 30 年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など6項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

(2) 公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

平成 30 年度は、公募した全 43 職種のうち、40 職種においては公募数を確保したが、3 職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

(3) 職員が働きやすい職場環境の確保

公務能率が増進するより良い職場環境を確保するため、公平審査事務の執行及び職員からの苦情相談の対応を行うとともに、労働基準監督機関として

の事業所調査などを行った。苦情相談や事業所指導等を通じて、職員の利益保護及び勤務環境の向上にも寄与した。

今後も、公平審査や苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行う。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 実施状況

平成 30 年度は、定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査 536 箇所実施し、指摘等の監査結果を 255 件出した。監査結果を出した所属に対して改善措置状況の報告を求め、措置状況の評価、確認した。

また、決算や財政健全化判断比率等の審査を行い、知事へ意見書を提出した。住民監査請求については 2 件の審査を行い、いずれも棄却の監査結果を出した。

(2) 評価

定期監査等は、計画どおり実施することができた。随時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗状況、非違事案等の再発防止の取組状況等を確認し、機動的・弾力的な監査を実施することができた。

また、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、効率的、効果的な監査を実施するとともに、本庁各部局に対して「意見」を出し、事務・事業の改善に繋がる監査を実施することができた。

依然として同様の誤りが複数の所属で発生しているため、執行部に対して多発している事案の情報提供を行い、全庁的な再発防止の取組を要請した。

(3) 課題

今後とも、同様の誤りが複数の所属で発生している事案について、執行部に対して情報提供を行い、再発防止に向けた全庁的な取組を促していく。

また、改正地方自治法が令和 2 年 4 月から施行されることから、内部統制の整備・運用状況を確認しながら、内部統制に依拠した監査のあり方を検討していく。併せて、新たな監査基準を策定し、内部統制との役割分担を図りながら、監査制度の充実強化を推進していく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

主要施策の総括

1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集团的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

（1）実施状況

平成 30 年度は、不当労働行為の審査 1 件、労働争議の調整 3 件、個別的労使紛争のあっせん 20 件の計 24 件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を 70 件、労働組合の資格審査を 2 件、地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示を 1 件、それぞれ行った。

（2）評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18 か月を目標値としている。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去 5 か年の平均を評価基準値としている。

主 要 施 策	評 価 基 準		平成 30 年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	18 か月	16 か月(11 か月)
労働争議の調整	和解による解決率 (過去 5 か年平均)	33.3%	33.3%
個別的労使紛争のあっせん		50.7%	31.3%

(注)

- 1 「平成 30 年度実績」は、平成 30 年度単年度の平均
- 2 不当労働行為の審査の「平成 30 年度実績」の（ ）内は、当該年度を含む過去 5 か年の平均。
- 3 「和解による解決率」
＝(和解による解決件数／(和解による解決件数＋打切り件数))×100

ア 「処理期間」

平成 30 年度の不当労働行為の審査事件の終結事件 1 件の処理月数は「16 か月」であった。

当該年度を含む過去 5 か年の平均は「11 か月」で、いずれも「18 か月」の目標を達成できた。

イ 「和解による解決率」

平成 30 年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「33.3%」で、過去 5 か年の平均と同じであった。また、個別的労使紛争のあっせんは「31.3%」で、過去 5 か年の平均「50.7%」を下回った。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打切り」とせざるを得ないことによるものである。「打切り」の件数は、調整事件では終結事件 3 件のうち 2 件であり、そのうち 1 件は相手方があっせんに参加することに応じなかったため打ち切った「不応諾打切り」であった。個別事件では終結事件 17 件のうち 11 件であり、そのうち 10 件が「不応諾打切り」であった。

(3) 課題

不当労働行為の審査の平均処理月数は目標を達成しており、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、近年の終結事件の半数近くが打切りで終結していることから、今後一層、あっせん員と事務局職員が一体となって当事者に対する粘り強い説得を行うなど、打切りの解消に一層努力する必要がある。

このため、各種会議や研修会における事例研究、他都道府県労働委員会等との情報交換等を通じ、委員及び職員の専門性の一層の向上を図っていく。

このほか、制度を知らないために利用できないということのないよう、「公労使三者による柔軟な調整」、「簡易で迅速な手続」、「無料」といった労働委員会のセールスポイントを前面に出して、引き続き積極的な広報・PRを展開していく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

主要施策説明

I 審理調整課

1 主要施策の実施状況

(1) 「審理及び裁決等に関する事務」 「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

- ア 収用委員会費（人件費） 4,474,500 円
収用委員会の委員報酬（7人分）である。
- イ 収用委員会運営事業費 3,113,998 円

○平成 30 年度裁決等案件

(単位：件)

項 目	前年度からの継続件数	平成 30 年度申請等件数	計	処 理 状 況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下げ	計	
裁決申請（収用・使用）	3	2	5	3	0	0	0	2
明渡裁決申立								
損失補償裁決申請	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事件処理の詳細については、別表のとおり。

○平成 30 年度収用委員会等開催状況

(単位：回)

区分	委員会	審理	調査等	その他	計
回数	15	1	1	1	18

2 評価・改善

(1) 評価

ア 「審理及び裁決等に関する事務」 「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」

平成 29 年度から継続中であった「一般国道 138 号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）」に係る裁決申請及び「一般国道 138 号改築工事（仁杉ジャンクション関連）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」に係る裁決申請について、平成 30 年 6 月 21 日に裁決を行った。

平成 30 年度においては、「一般国道 138 号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）」について、平成 30 年 11 月 16 日付け及び 12 月 26 日付けで新たに裁決申請があった。

11 月 16 日付けの裁決申請は、11 月 21 日に受理し、御殿場市役所における申請書類の縦覧などの手続を経て、12 月 20 日に裁決手続開始の決定を行った。その後、当事者間の任意協議の進展に伴い、平成 31 年 3 月 28 日に裁決申請が一部取り下げられた。

また、12 月 26 日付けの裁決申請は、翌日 12 月 27 日に受理し、御殿場市役所における申請書類の縦覧などの手続を経て、平成 31 年 2 月 7 日に裁決手続開始の決定を行った。2 月 8 日に現地調査を、3 月 7 日に審理を実施し、同日結審した。

上記のとおり、裁決申請のあった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われた。

(2) 改善

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
裁決申請のあった事件に係る手続が、迅速かつ適正に行われるよう、効率的な事務の整理に努める。

別表 土地収用（使用）事件の処理状況

No	事件名・事業名・場所	起業者	地目・面積	事件処理の経緯
1	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度第1号事件 一般国道138号改築工事 (須走道路及び御殿場バイパス) (御殿場市仁杉) 	国土交通大臣	(収用) 山林(1筆) 329.90㎡ (使用) 山林(1筆) 10.64㎡	(申請) H29. 11. 14 (申請受理) H29. 11. 15 (調査) H30. 2. 26 (審理) H30. 2. 26 (裁決) H30. 6. 21
2	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度第2号及び3号事件 一般国道138号改築工事(仁杉ジャンクション関連)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事 (御殿場市仁杉) 	国土交通大臣	(収用) 山林(2筆) 1520.45㎡	(申請) H29. 11. 14 (申請受理) H29. 11. 15 (調査) H30. 2. 26 (審理) H30. 2. 26 (裁決) H30. 6. 21
3	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度第1号事件 一般国道138号改築工事 (須走道路及び御殿場バイパス) (御殿場市柴怒田) 	国土交通大臣	(収用) 道路(1筆) 789.30㎡ (使用) 道路(1筆) 13.73㎡	(申請) H30. 11. 16 (申請受理) H30. 11. 21 (一部取下げ) H31. 3. 28
4	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度第2号事件 一般国道138号改築工事 (須走道路及び御殿場バイパス) (御殿場市柴怒田) 	国土交通大臣	(収用) 山林(1筆) 7.89㎡ (使用) 山林(1筆) 2.38㎡	(申請) H30. 12. 26 (申請受理) H30. 12. 27 (調査) H31. 2. 8 (審理) H31. 3. 7

※ 地目については現況、面積については実測による。

平成30年度主要施策成果説明書

教育委員会

主要施策の総括

1 主要施策の目的

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標として、子供たち一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じて、それぞれが持つ資質を十分に伸ばしていく教育を推進するため、「教育に関する大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、以下の3つの柱を掲げ施策を展開した。

- 1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 3 社会総がかりで取り組む教育の実現

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

ア 「知性を高める学習」の充実

「確かな学力の向上への取組」について、子供たちの「生きる力」を育むために、音読等を通じた知識の習得や表現力の育成、「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた授業改善等に努めた。学校の授業時間以外の1日当たりの学習時間の増加から、主体的に学習に取り組む態度の育成は着実に進んでいると考えられる。こうした習慣が学力の向上につながるよう今後も取組を一層進めていく。

また、県立学校ではコアスクールを指定した探究的な学習やICTを活用した授業への取組を推進している。高大接続改革も見据え、取組の成果を検証しながら学力向上を図っていく。

「今後社会で求められる能力の育成」について、新学習指導要領に対応し、小学校外国語専科教員の配置拡充や授業におけるICTの活用等を図った。グローバル化や技術革新の進展を背景に、社会で求められる能力を伸ばす教育を一層充実させていく。

イ 「技芸を磨く実学」の奨励

「産業社会の担い手の育成」について、勤労観・職業観を育む教育を9割以上の学校が実施するなど、社会人・職業人として自立できる人材の育成に向けて、高校生の海外インターンシップや、企業・地域と連携した現場体験

学習等のキャリア教育を推進している。また、学校での取組に加え、障害のある人の職場定着や新たな成長戦略に向けた人材育成等を進めている。地域を知ることによって県内への就職意欲につなげ、地域産業の発展に貢献できる人材育成に努めていく。

「スポーツの推進」について、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に開催される国際的・全国的イベント等を通じて、幅広い年代や障害のある人がスポーツに親しむ機会が増えている。スポーツへの関心が今後も継続して高まっていくことが期待される。

また、学校における運動部活動への取組は、部活動指導員や外部指導者の活用が効率的・効果的な部活動の運営につながっていることから、今後更に活用を進めていく。

ウ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「『地域とともにある学校』としての連携」について、学校・家庭・地域の連携促進には、情報共有が欠かせないものであり、連携の核となる地域学校協働本部の設置や地域学校協働活動推進委員の活用等が図られている。しかし、地域学校協働本部の設置数は微増に止まっている状況にあるため、設置のない市町への働き掛け等体制整備を進めていく。

「児童生徒や地域のニーズに対応した教育環境の整備」について、多様化するニーズに対応するため、県立学校については学校施設中長期整備計画の策定により、老朽化した学校施設の建替え・長寿命化を計画的に進めていく。加えて、近年の気候変動等環境の変化への対応も求められており、設備の改善に向けた検討等、安全・安心に学習できる教育環境の整備を一層進めていく。

「学び続ける教職員の育成と多忙化解消への取組」について、キャリアステージに応じた研修の実施や教職員の心身の健康を保つ取組（若手を中心とした教職員の相談支援）等、教職員を育成・支援する総合的な取組を進めた。特に、教職員の長時間勤務は深刻な状況であり、多忙化解消は喫緊の課題である。校種の状況に応じたモデル事業の成果や課題等を検証し、他の学校への展開につなげるとともに、全国の取組や動向も参考としながら、教育委員会全体で連携を図り、業務改善を更に進めていく。

「乳幼児期の教育及び特別支援教育」について、幼児教育では、県全体での更なる質の向上に向け、市町における幼児教育アドバイザーの設置促進や賀茂地域での共同設置への取組等を進めた。今後は、幼児教育無償化による就園ニーズの高まりも見据え、乳幼児の教育・保育の充実や幼・保・小の連携を一層進めていく。

特別支援教育においては、医療的ケアを必要とする児童生徒や発達障害等のある生徒が増加している。引き続き、個々のニーズに応じたよりきめ細か

な支援を進めていく。

(2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

ア グローバル人材の育成

「ふじのくにグローバル人材育成基金を活用した海外派遣」について、基金の活用による高校生や教職員の海外派遣、海外教育旅行等を通じ、豊かな国際感覚の視点を養い、その成果を地域で活かせる人材の育成を進めている。事業の安定的な実施のために、今後、県民の理解と協力を広く得ていくことに努めていく。

「外国語教育・外国人児童生徒への教育」について、小学校英語教科化に向け、県独自の小学校英語指導資格（LETS）の認定や研修の充実等、教員の資質向上を進めている。引き続き、県全体での英語力の底上げを図っていく。また、近年、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しており、多国籍化や居住地の散在化等を背景に、支援のノウハウがない学校では対応が困難となっている。今後、日本語支援コーディネーターによる支援の充実をはじめ、多文化共生に向けた体制構築を一層進めていく。

イ イノベーションを牽引する人材の育成

「新たな価値を創造できる人材の育成」について、科学技術等の発展を担う人材の育成を図るため、小学校への理科専科教員の配置を進めるとともに、個々の能力や意欲に応じた学習機会を提供するため、学校現場への外部人材の活用、各種職業現場の見学会等を実施した。また、リーダーとなる人材の育成を目指し、県内高校生のリーダー養成研修への参加等、将来、世界や全国レベルで活躍したいという意欲を持つ子供たちに、能力を更に伸ばすきっかけとなる機会を提供していく。

(3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

ア 新しい時代を展望した教育の実現

「開かれた教育行政の推進」について、市町等と連携しながら教育行政上の課題解決や地域の特色を生かした取組を進めた。また、地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会での有識者の意見を総合教育会議に反映し、社会全体の意見の反映に努めた。開かれた教育委員会を目指し、教育活動の積極的な広報や教育委員等が参加する移動教育委員会等、広聴活動を進めている。今後も県民のニーズや現場での課題を把握し、教育行政へ活かしていく。

イ 地域ぐるみの教育の推進

「地域全体での子供たちの育成」について、複雑化・多様化する学校の課

題に対し、地域全体で子供たちを育てる取組を進めている。法に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、「しずおか型」からの転換の過渡期ではあるが微増に止まっている。設置促進のため、設置検討市町が抱える課題への支援を進めていく。また、放課後児童クラブや「しずおか寺子屋」等、地域の参画も得ながら放課後に子供が活動できる場が広がっており、今後、外部人材の活用や多様な主体との連携・協働を更に進めていく。

ウ 誰もが夢と希望をもち社会の担い手となる教育の推進

「学びのセーフティネットの構築」について、生活困窮世帯等の子供たちへの教育や生活・就労の支援等を図るとともに、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子供・若者に対する相談・支援の充実等、青少年の社会的自立に向けた体制整備を進めている。

増加傾向にある不登校者やいじめの認知件数を背景に、相談体制の充実や専門家・関係機関と連携した課題解決を進めることが求められている。いじめ防止の普及啓発や重大事態への対処への助言のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡大等、適切な支援に向けて体制を強化した。支援を更に進めるため、SNSの活用等、児童生徒がより相談しやすい体制を検討していく。

エ 「命を守る教育」の推進

「自ら危険を予測・回避できる力の育成」について、防災、防犯、交通安全に関する児童生徒の安全意識の醸成及び学校の危機管理体制を推進するため、家庭、地域、学校、関係部局と連携した事業を着実に実行した。引き続き、子供たちが災害や事件、事故から自らを守る力を育成できるよう、出前講座の実施による防災意識の向上、登下校時の子供たちの安全確保、自転車利用時の交通ルールとマナーの遵守に向けた取組を推進していく。

平成 30 年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

平成 29 年中の刑法犯認知件数は、15 年連続で減少し、重要犯罪の検挙率は 4 年連続で 70 パーセントを超えることできたが、特殊詐欺被害の認知件数が増加するなど、県内の治安情勢は依然として厳しい状況が続いている。

また、交通事故は、人身事故件数、死者数及び負傷者数が前年比で減少したが、高齢者の死者数が全国 7 番目となるなど、高齢者に起因、関連する交通事故防止が、引き続き重要な課題となっている。

このため、平成 30 年は、「県民の期待と信頼に応える警察 ～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

- 安全で安心できる犯罪の起きにくい社会づくり
- 地域と密着した活動の推進及び身近な不安の解消
- 交通事故のない安全で安心な社会の実現
- 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
- テロ、大規模災害など緊急事態対策の推進
- 警察活動を支える基盤の充実強化

の 6 つの重点目標を掲げ、各種施策を推進した。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 安全で安心できる犯罪の起きにくい社会づくり

「地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策」を推進した結果、平成 30 年中の刑法犯認知件数は、1 万 9,659 件で、平成 14 年をピークに 16 年連続で減少し、「静岡県の新ビジョン」に掲げる 2 万件以下という目標を達成するなど、犯罪の起きにくい社会づくりへの取組みの効果が現れている。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策については、取締りと被害防止の両面から徹底した対策を推進したところであるが、特殊詐欺の被害が高い水準で発生していることから、今後もあらゆる法令を駆使した多角的な取締りの強化とあわせ、「迷惑・悪質電話防止装置の普及促進」、「高齢者自らの警戒心・防衛心の醸成」及び「現役世代へのアプローチ」を 3 本柱とする「しずおか関所作戦」の推進などにより、被害防止に向けた取組みを推進していく。

人身安全関連事案への対処にあたっては、個々の事案の危険性・切迫性を的確に判断し、各種法令を適用して被疑者を検挙するとともに、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に努めている。

このほか、サイバー犯罪対策については、取締りを強化するとともに、サイバー捜査のための部内研修や民間研修、さらには、警視庁等への捜査員の派遣研修等により、サイバー捜査能力の向上に努めた。

今後も引き続き、地域の犯罪情勢や特性と相俟った防犯環境の整備を促進するなどして犯罪の起きにくい社会づくりに努めていく。

(2) 地域と密着した活動の推進及び身近な不安の解消

地域住民の安全・安心を確保するため、地域における犯罪や交通事故の発生実態に即した効果的なパトロールを推進するとともに、事件・事故が発生した際には、パトカーなどの機動力を最大限に活用して迅速・的確な事案対応に努めた。

また、パトロールや巡回連絡などの様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望の把握に努め、振り込め詐欺や交通事故などの発生状況や防止策などの各種情報を積極的に発信して、県民の身近な不安の解消に努めた。

今後も、管内の実態に即した街頭活動や迅速・的確な初動警察活動を推進するとともに、県民からの要望を把握しタイムリーな情報発信を行うことにより県民の身近な不安の解消に努めていく。

(3) 交通事故のない安全で安心な社会の実現

子供と高齢者の安全対策や高齢運転者対策、自転車総合対策などを推進した結果、平成 30 年中の交通事故は、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも前年に比べ減少し、発生件数については平成に入り初めて 3 万件を下回ったほか、死者数は、104 人と昭和 28 年以降の過去最少を 3 年連続して更新した。

しかしながら、子供が関係する重大事故が発生したほか、交通事故死者に占める高齢者の割合が高原状態で推移するなど厳しい状況が続いている。

このため、「子供と高齢者の交通事故防止」を重点に、道路管理者や学校等関係機関と連携した通学路の安全確保対策を推進するほか、高齢運転者やその家族などからの運転適性相談を適切に運用するとともに、夕暮れ時から夜間における反射材の着用や照明器具等の携行を呼び掛けるなど、交通事故実態に即した総合的な交通事故防止対策を推進していく。

(4) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

平成 30 年中は、県民に大きな衝撃と不安を与える凶悪事件が発生したが、初動捜査の徹底などにより、早期検挙を果たしているところであり、今後も初動捜査・科学捜査力の強化、適正捜査等の徹底等を図り、重要犯罪に的確に対処していく。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺については、今後も「だまされ

た振り作戦」による受け子被疑者の現場検挙活動を積極的に推進するとともに、押収した携帯電話等の犯行ツールの解析などによる捜査を徹底し、犯行拠点の摘発と中枢被疑者の検挙による特殊詐欺グループの壊滅を強化していく。

このほか、暴力団や外国人等による組織的な犯罪に対しては、今後も組織の壊滅や資金源剥奪を目標として、徹底した取締りの強化や官民一体となった対策の推進など、諸対策を強力に推進していく。

(5) テロ、大規模災害など緊急事態対策の推進

大規模災害発生時における災害警備対応については、これまでの地震や風水害から得た知見や教訓を踏まえつつ、県、市町、自衛隊等の防災関係機関との合同訓練を実施するなど、連携の強化を図っている。

また、テロの脅威は依然として厳しい情勢にあることから、「テロ対策ネットワーク」において、研修会や合同訓練、広報啓発活動を実施し、社会全体としてテロ対処能力の強化を推進したほか、浜岡原子力発電所や空港・新幹線等の公共交通機関及び電気・ガス・水道等のライフライン関連施設に対し、その時々々の情勢に応じた警戒警備を実施した。

今後、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据えたテロ対策等警備諸対策の推進及び東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえた災害対策を推進し、警備部隊の対処能力の向上に努める。

(6) 警察活動を支える基盤の充実強化

業務の合理化・効率化などの働き方改革を推進し、円滑で効率的な組織運営を行うため、「オリンピック・パラリンピック対策室」の設置や特殊詐欺に対する被害防止及び検挙体制の強化、性犯罪捜査及び児童虐待事案等に対する捜査力の強化など治安情勢に応じた組織体制を整備したほか、女性の視点を反映した警察運営の推進などを図った。

このほか、警察署再編整備計画の最後の新設警察署となる浜松西警察署の整備や県第4次地震津波被害想定において津波浸水域にある湖西警察署の早期移転整備を図るため、新湖西警察署の建築設計及び地質調査の実施、並びに交番・駐在所の建替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。

今後も、治安状況の変化などを見極め、限りある警察力を最大限に発揮させて行く。